

法務省保総第101号

平成28年3月31日

最高検察庁総務部長 殿  
高等検察庁総務部長 殿  
地方検察庁次席検事 殿  
刑務所長 殿  
少年刑務所長 殿  
拘置所長 殿  
少年院長 殿  
保護観察所長 殿  
矯正管区第二部長 殿（参考送付）  
地方更生保護委員会事務局長 殿（参考送付）

法務省保護局総務課長 吉田研一郎

恩赦上申事務規程の解説の送付について（通知）

刑法等の一部を改正する法律（平成25年法律第49号）が施行されることに伴い、平成24年9月28日付け法務省保総第288号当職通知別添「恩赦上申事務規程解説」を同法施行の日をもって別添のとおり改正することとしたので、通知します。

# 恩赦上申事務規程解説

## (この規程の目的)

第1条 この規程は、恩赦上申に関する事務の取扱いを規定し、もって事務の適正、かつ、迅速な運用を図ることを目的とする。

恩赦上申に関する事務とは、いわゆる恩赦上申事務のほか、恩赦出願期間短縮上申の事務及び恩赦決定後の事務並びにこれに関連する事務をいう。

恩赦法施行規則（以下「規則」という。）第1条の2第2項若しくは第3条第2項の規定に基づく恩赦の出願又は規則第6条第1項ただし書に基づき恩赦出願期間短縮の願いがあったときは、上申権者は迅速に調査を行い、願書の受理後おおむね3か月以内に、中央更生保護審査会（以下「審査会」という。）宛て上申をすることが望ましい。なお、恩赦の対象となる刑の残刑期が僅かであるもの、出願の理由が切迫した事情にあるものなど緊急を要するものについては、より短期間のうちに調査を遂げて上申すべきであることはいうまでもない。

なお、審査会が恩赦相当と認めた事案については、その上申書類は内閣に提出されることになるので、公文書としてふさわしい体裁と用語の使用に心掛けることが必要である。

## (処理の公正)

第2条 恩赦上申に関する事務を取り扱う者は、恩赦法の趣旨をよく理解し、常に公正な態度をもって、その事務を処理しなければならない。

恩赦上申に関する事務を取り扱う者とは、恩赦の上申をする検察官、刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）の長及び保護観察所の長のみならず、上申権者の命を受けて恩赦の上申に関する書類の作成、調査に当たる者など、恩赦の上申に関連する事務を取り扱う者全てをいう。

## (関係機関の協力)

第3条 檢察官、刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）の長及び保護観察所の長は、恩赦上申に関する事務が円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

- 1 恩赦上申に関する事務の協力を依頼する場合には、それが恩赦上申に関する事務である旨を明示して行うことが適當である。
- 2 恩赦の出願があった者について、その上申をする前に、上申権者が替わる事由が生じたとき（例えば、刑の執行指揮前の者又は刑の執行停止中の者について刑事施設又は労役場（以下「刑事施設等」という。）に収容又は留置したとき、刑事施設等に収容又は留置中の者について移送、仮釈放（仮出場を含む。）、刑の執行が猶予されなかつた部分（以下「実刑部分」という。）の執行終了により釈放又は満期釈放したとき、保護観察に付された者について他の保護観察所に事件を移送したときなど）は、速やかに恩赦願書及び関係書類を上申権を有することとなつた者宛てに送付し、事務の遅滞を招くことのないよう配慮する必要がある。
- 3 恩赦上申中の者について、刑事施設等への入所、仮釈放等によりその身上に変動を生じたときは、上申をした者は、新たにその者を収容した刑事施設の長又は新たにその保護観察をつかさどることとなつた保護観察所の長宛てに、恩赦上申中である旨を適宜の方法で通知する必要がある。恩赦の決定があつた旨の通知を受けたとき、又は恩赦不相当の議決があつた旨の通知を受けたときも同様である。
- 4 社会の耳目をしよう動させた事案などについて、刑事施設の長又は保護観察所の長が恩赦の上申をする際は、あらかじめ検察官の意見を求める必要が生ずることがある。その場合も、相互の協力により事務が円滑に行われるよう配意することが必要である。

（恩赦上申書）

- 第4条 職権による恩赦の上申は、恩赦上申書（甲）（様式第1号）により行う。
- 2 出願による恩赦の上申は、恩赦上申書（乙）（様式第2号）により行う。
  - 3 恩赦上申書は、これを正副2通作成し、法務省保護局に送付する。

1 恩赦上申書は、日本工業規格A列4番の用紙を使用し、パソコン、ワードプロセッサを使用するなどして、読みやすく体裁の整ったものを作成する。

なお、この規程で定められた他の様式に係る書類についても同様とする。また、裁判に関する調査書、調査書等で1枚の用紙によって作成することができないときは、日本工業規格A列4番の継続用紙に記載し、右とじにする。

2 恩赦の上申権者については、次のとおりである。

(1) 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申権者

ア 特赦、減刑又は刑の執行の免除の上申権者は、規則第1条の2第1項に

(ア) 刑事施設に収容され、又は労役場若しくは監置場に留置されている者については、その刑事施設の長

(イ) 保護観察に付されている者については、その保護観察をつかさどる保護観察所の長

(ウ) その他の者については、有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官  
(以下「有罪裁判対応検察官」という。)

とする旨規定されており、具体的には、次のように運用されている。

イ 刑事施設等に収容又は留置中の者のうち執行中の刑のほかに執行猶予の期間中であるもの又は仮釈放中の刑を有し、いまだその取消決定がなされていないものについての上申は、刑事施設の長が関係機関（検察官又は保護観察所の長）から意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う。

ウ 刑務支所又は拘置支所に収容されている者についての上申は、それぞれ本所の長が行う（昭和58年12月23日付け法務省保恩第246号刑事局長、矯正局長、保護局長依命通達「恩赦上申事務規程の運用について」（以下「運用通達」という。）

1の(1) なお書)。

エ 複数の刑につきその執行が停止されている者に対する刑の執行の免除の上申は、それぞれの刑について、有罪裁判対応検察官が行う。

オ 刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者で、他に別件により単純執行猶予に付されているものについての特赦又は減刑の上申は、保護観察所の長が単純執行猶予の有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁の検察官。以下同じ。）の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う。

(2) 復権の上申権者

ア 復権の上申権者については、規則第3条第1項に

(ア) 保護観察に付されたことのある者については、最後にその保護観察をつかさどった保護観察所の長

(イ) その他の者については、最後の有罪裁判対応検察官

とする旨規定されており、具体的には、次のように運用されている。

イ 仮釈放を許されて保護観察に付された者で、他に罰金に処せられているものについての上申は、保護観察所の長が当該罰金刑の有罪裁判対応検察官の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う。

ウ 2個以上の裁判により複数の罰金に処せられた者で、その有罪裁判対応検察官を異にするものについての上申は、出願を受けた有罪裁判対応検察官が他の有罪裁判対応検察官の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行う。

なお、こうした事案についての職権による復権の上申は、最後の有罪裁判対応検察官が他の有罪裁判対応検察官の意見を聴取し、これを書面上明らかにして一括して行うこととなる。

(3) 檢察庁における上申権者

検察官が行う上申は、恩赦上申事務の重要性に鑑み、最高検察庁の検察官がすべきものについては検事総長、高等検察庁の検察官がすべきものについては検事長、地方検察庁の検察官又は区検察庁の検察官がすべきものについては検事正が行うものとされている（運用通達1の(1)）。

3 恩赦上申書（甲）（様式第1号）及び恩赦上申書（乙）（様式第2号）の作成に当たっては次のことに留意する。

(1) 「上申者」の記載については上記のとおりである。

(2) 根拠規定等の記載方法は次のとおりとする。

ア 根拠規定は、恩赦の種類等によって、例えば「第1条の2第2項」あるいは「第3条第1項」等と記載する。

イ 恩赦上申書（乙）に記載する上申権者の意見は、「恩赦相当」又は「恩赦不相当」と記載する。

ウ 括弧内には恩赦の種類を記載する。恩赦の種類は、予備的又は択一的（例えば、「特

赦又は減刑」等)に記載しても差し支えない。なお、特定の資格について復権の上申をする場合には資格の種類をも併記する。また、減刑の上申をする場合には、原則として減刑率について記載する必要はないが、特に上申権者において必要と認めるものについては、例えば「減刑(懲役〇年〇月に減輕、減刑後の刑の終期平成〇年〇月〇日)」のように記載する。

- (3) 「氏名」及び「生年月日」は、原則として戸籍謄本又は戸籍抄本に基づいて記載するが、戸籍による氏名の字体が誤字、俗字の類と認められるものであって、裁判書が正字によっているときは、裁判書の字体によって差し支えない。なお、外国人については住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。)その他の当該外国人の氏名、出生の年月日及び国籍等(国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号ロに規定する地域をいう。)を証明する書類(以下「住民票の写しその他の証明書類」という。)に記載された氏名(通称名は記載しない。規程中の他の様式の氏名欄も同様に通称名は記載しない。)及び出生の年月日を、法人については登記事項証明書に記載されたその名称をそれぞれ記載する。
- (4) 「職業」欄には、恩赦上申時の職業を記載する。ただし、刑事施設等に収容中の者については、無職と記載する。
- (5) 「本籍」欄には、外国人については「国籍」とし、住民票の写しその他の証明書類に記載された当該外国人の国籍等を記載する。法人については登記事項証明書に記載された主たる事務所の所在地を記載する。
- (6) 「住居」欄には、恩赦上申時の住居を記載する。本籍と同じであっても、省略せず記載する。ただし、刑事施設等に収容中の者については、「〇〇刑務所収容中」等と記載する。
- (7) 「罪名」欄の記載方法は次のとおりとする。
- ア 罪名は、裁判書の「法令の適用」欄に記載された順序、適条に従って記載する。なお、罪名は、原則として前科調書の記載によるが、「業務上過失致死傷」のように罪名を省略して記載しない。
- イ 2個以上の有罪の言渡しを受けた者について復権を上申するときは、刑の言渡し又は刑の免除の言渡しの効力が消滅していない全ての罪名を、裁判の確定年月日順

に記載する。ただし、刑の言渡しの効力が消滅していなくとも、政令恩赦又は個別恩赦により既に復権しているもの及び少年法第60条（人の資格に関する少年の特則）に該当するものは記載しない。

(8) 「刑名・刑期・金額」欄の記載方法は次のとおりとする。

ア 恩赦により刑が変更されているものについては、変更後の刑名、刑期、金額を記載し、括弧を付して、例えば（懲役〇年のところ、昭和〇年政令第〇号減刑令により、減輕せられる。）などと記載する。

イ 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したことによって刑が減輕されているものについては、刑名に続いて減輕後の刑期を記載するとともに、括弧を付して、例えば（懲役3年うち1年につき4年間刑執行猶予のところ猶予期間経過）などと記載する。

ウ 恩赦の対象となる刑が執行猶予取消刑であるときも括弧を付して、例えば（3年間刑執行猶予保護観察付のところ取消し）や（うち1年につき4年間刑執行猶予保護観察付のところ取消し）などと記載する。

エ 収賄事件や公職選挙法違反事件については、没収、追徴及び選挙権・被選挙権の停止期間についても括弧を付して、例えば（選挙権及び被選挙権の停止期間3年）などと記載する。

(9) 「付記」欄には、本籍、氏名及び生年月日が裁判書に記載されたものと相違する場合にはその旨及び恩赦出願期間短縮の願いが許可された者について恩赦上申をする場合に添付を省略した書類があるときはその旨を記載する（運用通達1の(9))。

4 法務省保護局に送付する恩赦上申書には、送付書の添付を要しない。

5 恩赦上申書を正本と副本の計2通作成するのは、審査会において保存する記録とは別に、閣議の資料として内閣に提出する必要があるからである。

副本の作成に当たっては、その左肩に副本と表示する（運用通達1の(2))。

なお、副本には、正本と同様上申権者の記名をした上、公印を押なつする必要がある。

○ 次に、恩赦上申書正本及び副本の記載例（記載例1から同4）を掲げる。

なお、上申の際、上申書類に様式番号を記載する必要はない。

記載例1 様式第1号 [職権で刑の執行の免除の上申をする場合]

恩赦上申書(甲)

文書番号  
平成〇年〇月〇日

中央更生保護審査会委員長 ○○○○ 殿

上申者 ○○保護観察所長 ○○○○印

次の者について、下記のとおり有罪の確定裁判があったが、恩赦法施行規則第1条の2第1項の規定により、恩赦（刑の執行の免除）の上申をします。

1 氏名等

ふりがな ふりがな  
氏名 ○○○○ (昭和〇年〇月〇日生)  
職業 精密機械組立工  
本籍 ○○県○○市○○町○丁目○○番地  
住居 ○○県○○市○○町○○○番地○○ハイツ○号室

2 罪名

強盗殺人、有印私文書偽造、偽造有印私文書行使

3 刑名・刑期・金額

無期懲役

4 付記

姓及び本籍が判決謄本の記載と相違するが、これは昭和〇〇年〇月〇日婚姻の届出により新戸籍を編製したためであり、本上申書の記載を正当と認める。

記載例2 様式第2号 [出願を受けて復権の上申をする場合]

恩赦上申書(乙)

文書番号  
平成〇年〇月〇日

中央更生保護審査会委員長 ○○○○ 殿

上申者 ○○保護観察所長 ○○○○印

次の者について、下記のとおり有罪の確定裁判があつたが、恩赦法施行規則第3条第2項の規定により、恩赦相当の意見を付して、恩赦(復権)の上申をします。

1 氏名等

ふりがな ふりがな  
氏名 ○○○○ (昭和〇年〇月〇日生)  
職業 建設会社営業員  
本籍 ○○県○○市○○町○丁目○○番地  
住居 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

2 罪名

- (1刑) 道路交通法違反  
(2刑) 道路交通法違反、業務上過失致死、業務上過失傷害

3 刑名・刑期・金額

- (1刑) 懲役3月(3年間刑執行猶予保護観察付のところ取消し)  
(2刑) 懲役1年4月

4 付記

なし

記載例3 様式第2号 [出願を受けて特赦又は復権の上申をする場合]

恩赦上申書(乙)

(文書番号)

平成〇年〇月〇日

中央更生保護審査会委員長 ○○○○ 殿

上申者 ○○地方検察庁検事正 ○○○○印

次の者について、下記のとおり有罪の確定裁判があったが、恩赦法施行規則第1条の2第2項及び第3条第2項の規定により、特赦については恩赦不相当、復権については恩赦相当の意見を付して、恩赦(特赦又は復権)の上申をします。

1 氏名等

ふりがな ふりがな

氏名 ○○○○ (昭和〇年〇月〇日生)

職業 会社役員

本籍 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

住居 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

2 罪名

(1刑) 傷害

(2刑) 業務上過失傷害

3 刑名・刑期・金額

(1刑) 罰金7万円

(2刑) 罰金10万円

4 付記

本籍が判決謄本の記載と一部相違するが、これは行政区画の変更によるものである。

記載例4 様式第2号 [出願を受けて減刑の上申をする場合] 副本  
副本

恩赦上申書(乙)

(文書番号)  
平成〇年〇月〇日

中央更生保護審査会委員長 ○○○○ 殿

上申者 ○○刑務所長 ○○○印

次の者について、下記のとおり有罪の確定裁判があったが、恩赦法施行規則第1条の2第2項の規定により、恩赦不相当の意見を付して、恩赦(減刑)の上申をします。

1 氏名等

ふりがな ふりがな  
氏名 ○○○○ (昭和〇年〇月〇日生)

職業 無職

本籍 ○○県○○市○○町○丁目○○番地

住居 ○○刑務所収容中

2 罪名

強盗致傷、覚せい剤取締法違反、窃盗、窃盗未遂

3 刑名・刑期・金額

懲役8年

4 付記

なし

(添付書類)

第5条 恩赦上申書の正本には、恩赦法施行規則（昭和22年司法省令第78号。以下「規則」という。）第2条又は第4条に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 前科調書
- (2) 戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記事項証明書）

2 恩赦上申書の副本には、規則第2条又は第4条に規定する書類（ただし、願書についてはその写し）のほか、前項第2号の書類を添付する。

3 恩赦上申書の正本には、必要と認めるときは、情状に関する参考資料を添付する。

1 恩赦上申書の正本と副本では、添付書類の範囲が異なる。

(1) 正本に添付する書類は、次のとおりである。

- ア 裁判書の謄本又は抄本
- イ 刑期計算書又は刑執行証明書
- ウ 前科調書
- エ 調査書
- オ 恩赦の願書（出願の場合）
- カ 戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記事項証明書）
- キ 情状に関する参考資料

情状に関する参考資料については、上申権者が審査の資料として必要と認めるもの及び出願に当たって本人から提出されたものを正本に添付すれば足り、副本に添付する必要はない。なお、キ以外は必要的添付書類である。

(2) 副本に添付する書類は、次のとおりである。

- ア 裁判書の謄本又は抄本
- イ 刑期計算書又は刑執行証明書
- ウ 調査書
- エ 恩赦の願書（写し）（出願の場合）

才 戸籍の謄本又は抄本（法人であるときは登記事項証明書）

正本の添付書類に比較すると、前科調書及び情状に関する参考資料が不要となる。

なお、副本に添付する刑期計算書、刑執行証明書及び調査書は、正本に添付するものと同様、上申権者あるいは検察官が記名した上、公印を押なつしたものが必要である。したがって、例えば、保護観察所の長が上申する場合には、検察官が作成することとされている刑執行証明書は2通交付を受け、正本及び副本に添付することとなる。

2 前科調書は、恩赦の審査上、前科の有無、内容及び執行状況をより正確に把握するための必要的添付書類であるから、この前科調書には、道路交通法違反等の罪に係る罰金以下の刑又は刑の免除についても記載のあるものとすることとされており（運用通達1の(3)）、おおむね上申前3か月以内に作成されたものが適当である。

恩赦の上申に当たり、言渡しの効力が消滅していない刑を全て確認する必要があるため、道路交通法違反等の罪に係る罰金以下の刑については、過去10年分の調査が必要である。

3 戸籍の謄本又は抄本の添付については、規則上職権による恩赦の上申の場合に明文の規定がないので、この規程によって必要的添付書類とされた。戸籍の謄本又は抄本は、おおむね上申前6か月以内に作成されたものが適当である。

外国人に係る上申であるときは、住民票の写しその他の証明書類を添付する。この場合にも、おおむね上申前6か月以内に作成されたものを添付する。部数については戸籍の謄本又は抄本と同様である。

また、審査の趣旨からすれば、同一戸籍の者が詳細に把握できる謄本を添付することが望ましい。

4 樺太又は千島に在籍していた者で就籍の届出をしていないものについては、住民票の謄本又は抄本をもって、戸籍の謄本又は抄本に代えることができるものとされており、また、外国軍隊の構成員又は軍属及びその家族については、所属部隊の司令官の発行する身分証明書をもって、これに代えるものとすることとされている（運用通達1の(4)）。

5 情状に関する参考資料としては、例えば、示談書など被害弁償に関する書類、嘆願書、診断書、資産の状況を明らかにする証明書類、経歴を明らかにする書面、表彰状の写し、各種登録・免許証の写し等が考えられる。これらの参考資料を添付するかどうかは上申権者の裁量によるものであるが、審査の資料として必要と思われるものは添付すること

が望ましい。なお、出願に際して本人が提出した参考資料（規程第12条第2項）は、原則としてこれを添付すべきである（運用通達1の(7)）。

(裁判書の謄本又は抄本)

第6条 規則第2条第1項第1号又は第4条第1項第1号の規定により恩赦上申書（正本のほか副本を含む。以下同じ。）に添付する判決の謄本又は抄本は、確定に係る有罪裁判の裁判書の謄本又は抄本とする。ただし、必要と認めるときは、当該有罪とされた事実についてなされたその他の裁判の裁判書の謄本又は抄本をも添付する。

- 1 規程第6条以下における「恩赦上申書」とは、その正本のほか副本を含むものである。
- 2 裁判書とは、いわゆる判決書、決定書、略式命令等の総称であるが、ここでいう裁判書とは、確定に係る有罪裁判の裁判書のことであり、例えば、上訴の棄却によって第一審判決が確定した場合には、第一審の判決書をいう。  
恩赦の対象となる刑が複数ある場合は、それぞれの刑について裁判書が必要である。
- 3 本条ただし書は、上訴が棄却された上訴審の判決書等又は上訴審で破棄自判された事実についての下級審の判決書等に犯罪の内容、犯情及び犯罪後の状況等に関する記載がある場合には、これらも総合して審査の資料に供しようとする趣旨で、これらの記載のある判決書等も添付することとしたものである（運用通達1の(5)）。したがって、例えば、控訴棄却の判決書等に犯行の動機、被害弁償その他犯罪後の状況等に関する記載があるもの、破棄自判の第二審判決書が犯罪事実について第一審判決書の記載を引用している場合の第一審判決書等については、原則としてその謄本又は抄本を添付する必要がある。なお、判決訂正の申立棄却決定書については、特に添付する必要はない。
- 4 控訴審及び上告審のそれぞれの趣意書及び答弁書については、第一審の裁判書の記載と総合して審査の資料に供する必要があると一般的に認められるので、その謄本を添付する。
- 5 刑執行猶予取消刑については、その刑執行猶予取消決定の裁判書も添付する。
- 6 裁判書は、なるべく謄本を添付することが望ましいが、抄本を添付する場合は、罪と

るべき事実、法令の適用及び情状判示部分は省略しないものとし、また、証拠の標目等省略した箇所を表示する。

(裁判に関する調査書)

第7条 規則第2条第3項又は第4条第3項の規定により、判決原本が滅失又は破損した場合に裁判書の謄本又は抄本に代わるものとして検察官が作成する書面は、裁判に関する調査書（様式第3号）による。

- 1 裁判に関する調査書（様式第3号）は、判決原本が滅失又は破損したため判決の謄本又は抄本を添付することができないときに、これに代わるものとして検察官が作成する書面であり、犯歴票等の関係書類によって作成する。
- 2 従来、判決原本が滅失又は破損した場合であって刑事施設に保管されている被収容者の身分帳簿に編てつされた裁判書の謄本又は抄本があるときは、刑事施設の長等が作成したこれらの写しを添付することによって処理された事例もあるが、このような場合であっても、必ず検察官の作成する裁判に関する調査書によることになる。
- 3 裁判に関する調査書の作成に当たっては、次のことに留意する。
  - (1) 「言渡し裁判所」及び「言渡し年月日」欄は、確定に係る有罪裁判を言い渡した裁判所名及びその言渡しをした年月日を記載する（次条（刑期計算書及び刑執行証明書）の解説4の(2) 参照）。
  - (2) 書面作成の根拠資料及び判決原本が滅失又は破損した理由は、例えば「本書は、判決原本が火災により滅失したため、犯歴票によって作成したものである。」などと記載する。

(刑期計算書及び刑執行証明書)

第8条 規則第2条第1項第2号又は第4条第1項第2号の規定により恩赦上申書に添付する書類は、上申に係る刑が、禁錮以上の刑又は拘留であるときは刑期計算書（様式第4号）に、罰金又は科料であるときは刑執行証明書（様式第5号）による。

- 1 刑期計算書（様式第4号）及び刑執行証明書（様式第5号）は、いずれも刑の執行状況を証明する書類である。禁錮以上の刑又は拘留については刑期計算書、罰金又は科料については刑執行証明書による。刑期計算書は、上申権者が作成するが、刑執行証明書は、検察官が作成する。
- 2 上申に係る刑に禁錮以上の刑又は拘留と罰金又は科料の両者がある場合（例えば、懲役と罰金が併科されているときなど）には、刑期計算書と刑執行証明書の両者が必要である。
- 3 刑事施設の長又は保護観察所の長が上申する場合であって、上申に係る刑に付加して追徴の言渡しがなされているときは、追徴の執行状況に関し検察官が作成した刑執行証明書に準ずる書面を添付することとなっている（運用通達1の(6)）。この場合の書面は刑執行証明書の様式を用いることが望ましい。  
なお、検察官が上申する場合は、刑期計算書又は刑執行証明書の備考に、追徴の執行状況を記載する。
- 4 刑期計算書の作成に当たっては、次のことに留意する。
  - (1) 確定に係る有罪裁判が数個ある場合には、1通の刑期計算書に裁判の確定年月日順にその全てを記載して差し支えない。
  - (2) 「言渡し裁判所」、「言渡し年月日」及び「確定年月日」欄には、確定に係る有罪裁判を言い渡した裁判所名、その言渡し年月日及び確定年月日を記載する。例えば、第一審判決において有罪の言渡しがなされ、控訴審において控訴棄却の判決があり確定したときは、第一審判決が確定に係る有罪裁判であるから、第一審裁判所名及びその言渡し年月日を記載する。

また、第一審の有罪裁判が控訴審において破棄自判されて有罪判決がなされ、更に

上告審において上告棄却決定がなされたことにより確定したときは、控訴審における有罪判決が確定に係る有罪裁判であるから、その高等裁判所名及びその言渡し年月日を記載する。

(3) 「罪名」及び「刑名・刑期」欄の記載方法は、規程第4条の解説3の(7)及び(8)を参照するほか、次のとおりとする。

法定通算及び裁定算入のそれぞれの日数を括弧を付して記載するが、これらがない場合でも、「法定通算〇日、裁定算入〇日」と記載する。

(4) 「刑（執行猶予）の始期」欄の記載方法は、次のとおりとする。

ア 自由刑の実刑に処せられた者又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者については、刑の起算日を記載する。ただし、未執行のときは「未執行」と記載する。

イ 2個以上の刑に処せられ、その執行順序の変更がなされているときは、刑執行順序変更の年月日、執行済期間及び再執行の年月日も記載する。

ウ 刑の全部の執行猶予中の者については、当該裁判確定の日を記載する。

エ 刑の一部の執行猶予を言い渡された者であって、当該執行猶予の言渡しを取り消されていない者（猶予期間を経過した者を含む。）については、実刑部分の刑の起算日を記載する。このうち、一部猶予期間中の者及び一部猶予期間を経過した者については、一部猶予期間の開始日について、括弧を付して、例えば（平成〇年〇月〇日保護観察付一部猶予期間開始）などと記載する。

オ 仮釈放が取り消され、又は刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された事案では、当初の刑の始期のみ記載する。

(5) 「刑（執行猶予）の終期」欄の記載方法は、次のとおりとする。

ア 有期の自由刑に処せられた者又は刑の執行猶予の言渡しを取り消された者たち、その刑の執行を終了した者については、刑執行終了の日を記載し、その刑の執行を受けている者については、刑執行終了予定日を記載し、仮釈放中の者については、仮釈放期間の満了予定日を記載する。無期刑に処せられ、その刑を執行中の者又は仮釈放中の者については、「無期」と記載する。未執行の者については、「未定」と記載する。

イ 恩赦（刑の執行の免除）を受けた無期刑の者の復権を上申する場合は、「無期（平成〇〇年〇〇月〇〇日 刑の執行の免除）」と記載する。

ウ 刑の全部の執行猶予中の者については、執行猶予期間の満了予定日を記載する。  
エ 刑の一部の執行猶予を言い渡された者であって、当該執行猶予の言渡しを取り消されていない者（猶予期間を経過した者を含む。）については、実刑部分の刑の執行終了日又は執行終了予定日を記載する。このうち、一部猶予期間中の者及び一部猶予期間を経過した者については、一部猶予期間の満了日又は満了予定日について、括弧を付して、例えば（平成〇年〇月〇日一部猶予期間満了）などと記載する。

(6) 「刑執行停止の年月日」欄には、当該年月日のほか、次の事項を記載する。

ア 執行済期間及び執行停止の事由（括弧を付する。）

イ 刑執行停止を取り消して残刑を執行している場合には、再執行の年月日

(7) 「仮釈放の年月日」欄には、当該年月日に統いて釈放された刑事施設名を括弧をして記載する。

(8) 「備考」欄には、次の事項等を記載する。

ア 保護観察の仮解除、保護観察の停止及び停止を解く旨又は仮釈放の取消し等の決定がなされている場合には、決定事項、決定年月日、決定の効力発生日及び決定をした地方更生保護委員会

イ 檢察官上申の場合には、追徴金の納付状況

ウ 刑の執行猶予が取り消された刑については、取消決定の年月日、その確定年月日及び仮釈放が失効した場合にはその年月日

エ 裁判が上訴の棄却により確定した場合には、言渡し年月日、判決結果（例えば、控訴棄却など）及び言渡し裁判所

オ 裁判の確定事由が「上訴権放棄」、「控訴取下げ」など自然確定以外の場合は、その事由と年月日

カ 上訴審で破棄自判された事案は、破棄された判決内容、言渡し年月日及び言渡し裁判所

5 刑執行証明書の作成に当たっては、次のことに留意する。

(1) 確定に係る罰金又は科料の有罪裁判が数個ある場合は、1通の刑執行証明書に裁判の確定年月日順にその全てを記載しても差し支えない。

(2) 「言渡し裁判所」及び「言渡し年月日」欄の記載については、上記4の(2)に準ずる。

- (3) 「罪名」及び「刑名・金額」欄の記載については、上記4の(3)に準ずる。
- (4) 罰金刑の執行猶予中の者については、「刑執行終了の年月日」に執行猶予期間の満了予定日を「執行猶予期間満了予定日 ○年○月○日」と記載する。
- (5) 「備考」欄には、上記4の(8)のイからカに掲げる事項のほか、罰金及び科料の執行が終わっていないときはその状況等を記載する。

○ 次に、刑期計算書及び刑執行証明書の記載例（記載例1から同7）を掲げる。

記載例1 様式第4号 [無期懲役で保護観察停止、仮釈放取消のあった場合]

刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○  
2 言渡し裁判所 ○○地方裁判所  
3 言渡し年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日  
4 確定年月日 昭和〇〇年〇月〇〇日  
5 罪名 強盗殺人、強盗、窃盜  
6 刑名・刑期 無期懲役（法定通算30日、裁定算入100日）  
7 刑の始期 昭和〇〇年〇月〇〇日  
8 刑の終期 無期  
9 刑執行停止の年月日 該当なし  
10 仮釈放の年月日（仮釈放施設）  
（1回目）昭和〇〇年〇月〇〇日（○○刑務所）  
（2回目）平成〇〇年〇月〇〇日（○○刑務所）

11 備考

昭和〇〇年〇月〇〇日 控訴棄却（○○高等裁判所）  
昭和〇〇年〇月〇〇日 保護観察の停止の決定（○○地方更生保護委員会）  
昭和〇〇年〇月〇〇日 同上効力発生  
昭和〇〇年〇月〇〇日 保護観察の停止を解く旨の決定（○○地方更生保護委員会）  
昭和〇〇年〇月〇〇日 同上効力発生  
昭和〇〇年〇月〇〇日 仮釈放の取消しの決定  
昭和〇〇年〇月〇〇日 同上効力発生

上記のとおりである。

平成〇〇年〇月〇〇日

上申者 ○○保護観察所長 ○○○○印

記載例2 様式第4号 [1刑は刑の全部の執行猶予取消刑、2刑は高等裁判所が  
言渡し裁判所、2刑から刑が執行された場合]

### 刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○
- 2 言渡し裁判所 (1刑) ○○地方裁判所 (2刑) ○○高等裁判所
- 3 言渡し年月日 (1刑) 平成○年○月○○日 (2刑) 平成○年○月○○日
- 4 確定年月日 (1刑) 平成○年○月○○日 (2刑) 平成○年○月○○日
- 5 罪名 (1刑) 窃盗、窃盗未遂 (2刑) 傷害致死
- 6 刑名・刑期 (1刑) 懲役2年 (4年間刑執行猶予のところ取消し)  
(法定通算0日、裁定算入0日)  
(2刑) 懲役5年 (法定通算20日、裁定算入80日)
- 7 刑の始期 (1刑) 平成○年○月○○日 (刑執行順序変更)  
(2刑) 平成○年○月○○日  
(2刑の再始期) 平成○年○月○○日 (執行済○年○月○日)
- 8 刑の終期 (1刑) 平成○年○月○○日 (2刑) 平成○年○月○○日
- 9 刑執行停止の年月日 該当なし
- 10 仮釈放の年月日 (仮釈放施設) 該当なし
- 11 備考  
(1刑) 平成○年○月○○日 刑執行猶予取消決定  
平成○年○月○○日 刑執行猶予取消確定  
(2刑) 平成○年○月○○日 第1審 懲役6年 (○○地方裁判所)  
平成○年○月○○日 上告取下げ

上記のとおりである。

平成○年○月○日

上申者 ○○刑務所長 ○○○ ○印

記載例3 様式第4号 [保護観察付一部猶予の言渡しを受け、実刑部分を執行中  
である場合]

刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○  
2 言渡し裁判所 ○○地方裁判所  
3 言渡し年月日 平成○年○月○○日  
4 確定年月日 平成○年○月○○日  
5 罪名 窃盗  
6 刑名・刑期 懲役3年うち1年につき4年間刑執行猶予保護観察付（法定通算15日、裁定算入0日）  
7 刑の始期 平成○年○月○○日  
8 刑の終期 平成○年○月○○日実刑部分執行終了  
9 刑執行停止の年月日 該当なし  
10 仮釈放の年月日（仮釈放施設） 該当なし  
11 備考

上記のとおりである。

平成○年○月○日

上申者 ○○刑務所長 ○○○○印

記載例4 様式第4号 [刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、実刑部分の執行終了により釈放され、一部猶予期間中である場合]

刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○  
2 言渡し裁判所 ○○地方裁判所  
3 言渡し年月日 平成〇年〇月〇〇日  
4 確定年月日 平成〇年〇月〇〇日  
5 罪名 窃盗  
6 刑名・刑期 懲役3年うち1年につき4年間刑執行猶予（法定通算15日、裁定算入0日）  
7 刑の始期 平成〇年〇月〇〇日（平成〇年〇月〇〇日一部猶予期間開始）  
8 刑の終期 平成〇年〇月〇〇日実刑部分執行終了（平成〇年〇月〇〇日一部猶予期間満了）  
9 刑執行停止の年月日 該当なし  
10 仮釈放の年月日（仮釈放施設） 該当なし  
11 備考

上記のとおりである。

平成〇年〇月〇日

上申者 ○○地方検察庁検事正 ○○○ ○印

記載例5 様式第4号 [保護観察付一部執行猶予の言渡しを受け、猶予期間を経過した場合]

刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○  
2 言渡し裁判所 ○○地方裁判所  
3 言渡し年月日 平成○年○月○○日  
4 確定期日 平成○年○月○○日  
5 罪名 窃盗  
6 刑名・刑期 懲役2年（懲役3年うち1年につき4年間刑執行猶予保護観察付のところ猶予期間経過）（法定通算15日、裁定算入0日）  
7 刑の始期 平成○年○月○○日（平成○年○月○○日保護観察付一部猶予期間開始）  
8 刑の終期 平成○年○月○○日実刑部分執行終了（平成○年○月○○日保護観察付一部猶予期間満了）  
9 刑執行停止の年月日 該当なし  
10 仮釈放の年月日（仮釈放施設） 該当なし  
11 備考

上記のとおりである。

平成○年○月○日

上申者 ○○保護観察所長 ○○○○印

記載例6 様式第4号 [1刑は一部執行猶予(保護観察なし)で、その実刑部分の仮釈放中に2刑により一部執行猶予が取り消された場合]

### 刑期計算書

- 1 氏名 ○○○○
- 2 言渡し裁判所 (1刑) ○○地方裁判所 (2刑) ○○地方裁判所
- 3 言渡し年月日 (1刑) 平成○年○月○○日 (2刑) 平成○年○月○○日
- 4 確定年月日 (1刑) 平成○年○月○○日 (2刑) 平成○年○月○○日
- 5 罪名 (1刑) 窃盗、住居侵入 (2刑) 窃盗
- 6 刑名・刑期 (1刑) 懲役1年6月 (うち6月につき3年間刑執行猶予のところ取消し) (法定通算15日、裁定算入0日)  
(2刑) 懲役1年 (法定通算15日、裁定算入0日)
- 7 刑の始期 (1刑) 平成○年○月○○日  
(2刑) 平成○年○月○○日
- 8 刑の終期 (1刑) 平成○年○月○○日  
(2刑) 平成○年○月○○日
- 9 刑執行停止の年月日 該当なし
- 10 仮釈放の年月日 (仮釈放施設) 平成○年○月○日 (○○刑務所)
- 11 備考  
(1刑) 平成○年○月○○日 刑執行猶予取消決定  
平成○年○月○○日 刑執行猶予取消確定、仮釈放失効

上記のとおりである。

平成○年○月○日

上申者 ○○保護観察所長 ○○○○印

記載例7 様式第5号 [罰金刑の場合]

刑 執 行 証 明 書

1 氏 名 ○ ○ ○ ○

2 言渡し裁判所  
(1刑) ○○地方裁判所  
(2刑) ○○簡易裁判所

3 言渡し年月日  
(1刑) 平成○年○月○○日  
(2刑) 平成○年○月○○日

4 確定年月日  
(1刑) 平成○年○月○○日  
(2刑) 平成○年○月○○日

5 罪 名  
(1刑) 公職選挙法違反  
(2刑) 道路交通法違反

6 刑名・金額  
(1刑) 罰金5万円 追徴金2万円  
(選挙権及び被選挙権の停止期間 3年)  
(2刑) 罰金10万円

7 刑執行終了の年月日 (1刑) 平成○年○月○○日  
(2刑) 平成○年○月○○日

8 備 考  
(1刑) 平成○年○月○日 控訴棄却 (○○高等裁判所)  
平成○年○月○日 追徴金完納

上記のとおり証明する。

平成○年○月○日

○○地方検察庁

検察官 検 事 ○ ○ ○ ○ 印

(刑執行調査書)

第9条 刑の執行に関する帳簿書類等が滅失したときは、検察官の調査に基づいて作成した刑執行調査書（様式第6号）をもって、前条の書類に代える。

- 1 刑執行調査書（様式第6号）は、刑の執行に関する帳簿書類が滅失した場合に、検察官が刑期計算書又は刑執行証明書に代えるものとして作成する書面である。検察官は、犯歴票、裁判処理簿その他関係書類によって刑執行調査書を作成する。
- 2 刑執行調査書の作成に当たっては、次のことに留意する。
  - (1) 「言渡し裁判所」及び「言渡し年月日」欄の記載方法は、上記第8条（刑期計算書及び刑執行証明書）関係の解説4の(2)に準ずる。
  - (2) 様式中の下部の認定文言は、帳簿書類が滅失した理由及び書面作成の根拠資料につき、例えば「上記については、刑の執行に関する帳簿書類が火災により滅失したため、犯歴票によって、刑の執行を終えたものと認める。」などと記載する。

(調査書)

第10条 規則第2条第1項第3号又は第4条第1項第3号の規定により恩赦上申書に添付する調査書類は、調査書（様式第7号）による。

- 1 調査書（様式第7号）は、審査会における審査の資料として最も重視される書類である。更生保護法第90条は、第1項において、審査会が、法務大臣に対し恩赦の実施について申出をする場合に、あらかじめ調査すべき事項として、「申出の対象となるべき者の性格、行状、違法な行為をするおそれの有無、その者に対する社会の感情その他の事項」を挙げ、さらに、同条第2項において「刑事施設若しくは少年院に収容されている者又は労役場に留置されている者について、特赦、減刑又は刑の執行の免除をする場合には、その者が、社会の安全及び秩序を脅かすことなく釈放されるに適するかどうかを考慮しなければならない。」と規定している。上申権者は、恩赦上申に際してこれら関係事項を調査するに当たり、その調査結果が、当該事案について審査会の行う恩赦相当又

は不相当の判断の基礎となり、審査に大きな影響を及ぼすもので、的確な調査結果が審査会の合理的な議決の裏付けとなるものであることを念頭に置いて、調査書を作成すべきである。

2 調査は、恩赦の性質上、本人その他関係人の名誉、信用及び人権に関することが多いから、秘密の保持には特に慎重な配意が必要である。したがって、これらの調査を保護司等に依頼する場合には、あらかじめ秘密保持について注意を喚起するなどの配慮が望ましい。

3 調査に当たっては、公正な態度で臨み（規程第2条）、本人又は関係人の申立てのみに依拠することなく、また、主観的、一面的な調査に偏せず、客観的、総合的に行い、かつ、豊富な資料に基づいて、その信用性を十分に確保する必要がある。

4 十分な調査を遂げるには、検察庁、刑事施設及び保護観察所の間で相互に協力を必要とする場合が少なくないので、連絡を緊密にする必要がある（規程第3条参照）。

5 調査書には、調査結果を簡明、平易に記載することが望ましいが、反面、問題点は深く掘り下げ、また、内容は抽象的でなく具体的に記載し、調査書を一読すれば、本人の過去及び現在の状況が明らかになるよう配慮する必要がある。

6 調査書に記載する事項のうち、正確な調査が困難な事項については、可能な範囲で調査した結果を記載し、必要に応じてその旨を付記する。

7 調査書の作成に当たっては、次のことに留意する。

(1) 「氏名及び年齢」欄の犯時年齢は、恩赦の対象刑が複数ある者、対象刑が一つであっても、複数の事件をじやつ起している者の場合には、対象刑に係る犯罪事実のうち、最後のものをじやつ起したときの年齢を「最終犯時」として記載する。

(2) 「心身の状況」欄には、本人の健康状態、知能程度及び性格について記載する。なお、健康状態については、壮健、普通、虚弱、疾病等の別を明らかにし、虚弱、疾病の場合は具体的な病名、病状、治療の状況等を簡潔に記載し、また、性格については、犯行時以後上申時に至るまでの変化が判明するならば、これを含めて記載する。

(3) 「経歴及び行状」欄には、次の事項等を記載する。

ア 検察官上申の場合には、本人の経歴の概要、就業状況、その他平素の行状及び近隣の風評等

イ 刑事施設の長の上申の場合には、本人の経歴の概要、受刑中の作業や各種指導の

状況を含めた矯正処遇等の進捗状況、職員に対する態度、他の受刑者との折り合い、  
賞罰の有無とその内容、面会や書信の受発信の状況及びその他の行状等

ウ 保護観察所の長の上申の場合には、本人の経歴の概要、保護観察の実施状況、就業状況、その他平素の行状及び近隣の風評等

(4) 「家族の状況」欄には、同居している家族、家族以外で同居している者（例：寮の同室者）は全員、別居している親族のうち両親、子（両親及び子が死亡している場合は死亡した年を記載）、兄弟姉妹、経済的な依存・支援・協力関係にある者など本人の生活に相当程度影響を及ぼしている者について、それぞれ氏名、年齢、続柄、職業及び本人との折り合いを記載する。

なお、刑事施設等に収容中の者については、家族の状況のほか、帰住予定地の状況についても記載する。

(5) 「資産及び生計並びに将来の生計方針」欄には、次の事項等を記載する。

ア 資産状況は、本人の所有している動産（車両や船舶など相応の価値があるもの）、不動産の状況（土地は使用用途及び面積、建物は使用用途及び延べ床面積）、その見積価格、預貯金の金額及び負債があるときはその原因や調査時における負債額等  
イ 生計状況は、本人の収入、同居者の収入、親族その他からの援助、資産から生ずる収入及び負債があるときはその返済状況、返済方法（定期的な支払額等）及び完済予定期等

ウ 将来の生計方針は、本人の今後の生計方針のほか、本人や同居家族の資産状況及び生計状況を総合的に勘案した所見

(6) 「犯時の職業及び生活状況」欄は、犯時における本人の就業状況、家族の状況、交友状況及びその他本人の生活状況について記載する。

(7) 「犯罪の動機、原因及び概要」欄は、判決書にその記載があっても「判決書のとおり」とせず、簡潔にまとめて記載する。

(8) 「犯罪に関する参考事項」欄には、発覚の端緒、検挙されるまでの本人の行状及び社会に及ぼした影響等参考となる事項を簡潔に記載する。

(9) 「被害者及び社会の感情」欄には、被害弁償又は慰謝・慰靈の状況、被害者（遺族を含む。（9）において同じ。）及び地域社会の感情等について記載する。

被害者及び社会の感情は、恩赦を相当とするか否かについての意見を含むものであ

るので、例えば、裁判時に示談が成立し、被害者から嘆願書その他これに類する書面が提出されている場合であっても、恩赦上申時にこれらの者の感情が融和しているか否か、恩赦に異議があるか否かを明らかにする必要がある。

複数の被害者がいる事案は、被害者ごとに①示談又は被害弁償の内容、②本人や関係者が行った慰謝・慰靈の措置、被害者感情等調査の結果をまとめて記載する。

自動車の運行による交通事故で、保険等により損害賠償金が支払われている場合には、損害賠償金の内訳（保険による賠償金、自己負担金の別）を明らかにする。

社会の感情に関しては、犯行地、本人の居住地の有識者（例えば、保護司会長、町内会長、商工会長等）の意見を徴することが必要な場合もあると思われるが、このような場合には、本人及び被害者と利害関係のない公平な第三者から意見を徴する必要がある。また、社会の耳目をしよう動させたような事案にあっては、より広い視野から検討を加える必要があり、刑事施設の長又は保護観察所の長にあっては、事案に応じて検察官の意見を求めるなどして調査することとなろう。

被害者及び社会の感情の調査に当たっては、調査に当たる者に、調査の趣旨、事案の内容、本人の現在の生活状況や心情等について熟知させ、適切な調査が行われるよう配慮する必要がある。また、被害者及び社会の感情について調査を行ったときは、その調査結果に関する報告書を添付する。

(10) 「その他参考となる事項」欄には、次の事項等を記載する。

- ア 共犯者があるときは、その共犯者に係る裁判の状況、刑執行の状況、恩赦に関する状況及び本人との交際の有無等
- イ 刑事施設等に収容又は留置中の者の場合には、仮釈放又は仮出場を許すべき旨の申出及び仮釈放又は仮出場を許すか否かに関する審理の開始の有無
- ウ 先に恩赦の上申をして不相当とされた者についてはその年月日
- エ 自動車運転免許の得喪、運転頻度、交通反則の有無等
- オ 犯罪が飲酒と関係している場合には、現在の飲酒状況

(11) 「総合所見」欄には、犯情、本人の性格及び行状、犯罪後の状況、社会の感情並びに恩赦を必要とする具体的な事情等についての検討結果を明らかにした上で、それらの結果を総合して恩赦の可否についての所見を記載する。

特赦又は減刑等数種類の恩赦について予備的又は択一的に上申するときには、恩赦

の種類ごとに所見を記載する。

被害者（遺族）の感情について言及する際には、被害者が全て死亡しているときは「遺族」、生存している被害者と遺族がいる場合は、「被害者（遺族）」と記載する。

被害者（遺族）が本人の恩赦に積極的に賛成している場合は、「被害者（遺族）感情は融和している」等の書き方が望ましい。被害者（遺族）の感情が「融和している」とは、本人からの被害弁償や慰謝・慰靈の措置を受け入れ、改善更生への努力を認め、本人が恩赦に浴することを許容している状態をいう。また、感情が融和するまでには至っていないが、本人が恩赦に浴することによって感情を害したり、異議を唱えたりすることがないと認められる場合は、「被害者（遺族）感情を刺激するおそれはない」等と記載する。

- 次に、調査書の記載例（記載例 1 から同 4）を掲げる。

記載例1 様式第7号 (検察官の上申の場合)

[罰金刑に処せられた者の特赦又は復権の例]

調査書	
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	最終犯時 56年 4月 上申時 59年10月
2 心身の状況 <p>健康状態は普通で、知能も普通域にあると思われる。性格は明朗、活発である。本件時は、他人の意見を聞かないで無理をする傾向が見受けられたが、現在では、慎重に行動するようになり、年齢相応の落ち着きが認められる。</p>	
3 経歴及び行状 <p>昭和〇〇年〇月〇〇県〇〇市において、雑貨商を営む父〇〇の第2子長男として出生。昭和〇〇年〇月〇〇県立〇〇高等学校を卒業後、文具販売会社に就職するが、昭和〇〇年〇月家業である雑貨商を継ぐべく、有限会社〇〇商会に入社。昭和〇〇年〇月父の経営する会社とは別に文具小売店を開業し、昭和〇〇年〇月文具関連商品の販売を業とする有限会社〇〇堂を設立して代表取締役に就任した。その間、昭和〇〇年には、〇〇〇〇と婚姻し、2男をもうけるなど、その後順調に事業を営み、昭和〇〇年〇月に跡を受け継いだ父親の会社を合併し、前記会社を株式会社〇〇堂に改めて代表取締役に就任し、現在に至っている。</p> <p>本人は、上記会社の経営に当たる一方、同業者の組合である〇〇県文具商業協同組合の理事など各種団体の役員に就任して活動しており、平成〇〇年〇月に業界の団体役員として永年活動した功績を認められ、同商業協同組合から感謝状を受けるなど、業界における信頼は厚く、また、一方、地域社会における風評も良好で、真面目な生活を送っている。</p>	
4 家族の状況 <p>妻〇〇 (〇〇歳、株式会社〇〇堂取締役)、次男〇〇 (〇〇歳、会社員) と同居し、同居家族との関係は円満である。</p> <p>長男〇〇 (〇〇歳、株式会社〇〇堂取締役) は、妻〇〇 (〇〇歳、無職)、長男〇〇 (〇〇歳、中学〇年生)、長女〇〇 (〇〇歳、小学〇年生) と共に〇〇県〇〇市で生活している。長男家族とは交流があり、関係は良好であると認められる。</p>	

本人の父は平成〇年に、母は平成〇年にそれぞれ死亡している。

### 5 資産及び生計並びに将来の生計方針

本人の収入として、経営する会社の役員報酬等が、年間で約〇、〇〇〇万円ある。また、会社の共同経営者である妻の役員報酬等も年間で約〇、〇〇〇万円ある。本人名義の不動産として、宅地〇〇〇平方メートル、家屋1棟（延べ床面積〇〇〇平方メートル）があり、その他の資産として、株券及び預貯金等が合計約〇〇〇万円ある。

生計は安定しており、今後も会社経営を継続する意向であり、生計方針に問題は認められない。

### 6 犯時の職業及び生活状況

1、2刑時とも上記会社の代表取締役として安定した生活を送っていた。

### 7 犯罪の動機、原因及び概要

(1刑) 上記の株式会社〇〇堂の従業員であった被害者が、同会社内部の配置換に際し会社の指示に従わなかったので、平成〇年〇月〇日午後3時頃、会社事務室において被害者を説得しようとしたところ、かえって反抗的態度に出られたため、憤慨した挙げ句、被害者の顔面を右手の拳で数発殴り付けて、加療約14日間を要する顔面挫創等の傷害を負わせたものである。

(2刑) 平成〇年〇月〇日午後〇時頃、同業者の組合の会合に普通乗用自動車を運転して出掛け、会合終了後に同業者らとビール等を飲酒した後、同日午後〇時頃、自宅に同自動車を運転して帰る途中、対向車に気を取られるなど注意力が散漫となり、前方注視の注意義務を怠った過失により、信号機の赤色表示に従って停止した前車を前方約〇メートルの地点で発見し、ブレーキを掛けたが間に合わず、同車後部に自車前部を衝突させ、前車の運転者に加療約30日間を要する頭部打撲、頸椎捻挫等の傷害を負わせたものである。

### 8 犯罪に関する参考事項

(1刑) 被害者の告訴によって検挙された。

(2刑) 自ら警察署に携帯電話で連絡したほか、救急車が到着するまでの間、被害者の救護に当たった。

### 9 被害者及び社会の感情

(1刑) 事件後、被害者に謝罪文と共に、見舞金〇〇万円を送り謝罪している。

平成〇年〇月〇日に被害者の感情を電話で調査したところ、被害者は現在〇〇市内の〇〇会社に勤めていて、本人とは年賀状のやり取りをしており、本人に対して悪感情はなく、恩赦についても異存はない旨申し述べるなど、その感情は融和していると認められる。

(2刑) 見舞金〇〇万円を支払ったほか、何度も病院に見舞いに行き謝罪するなど、被害者に対する慰謝に誠意を尽くした結果、〇〇年〇月〇〇日、治療費(〇〇万〇、〇〇〇円)のほか休業補償費等合計〇〇万〇、〇〇〇円を支払うことで示談が成立した。平成〇年〇月〇日に被害者の感情を電話で調査したところ、被害者に後遺症はなく、本人に悪感情は抱いてはおらず、恩赦についても異存はない旨申し述べるなど、その感情は融和していると認められる。

なお、1刑の事件当時の会社内における従業員等の感情は本人に同情的であり、また、現在、業界、地域内の本人に対する感情に批判的なものは見られない。

#### 10 その他参考となる事項

本人は、昭和〇〇年〇月〇〇日普通自動車運転免許を取得。本件2刑の事故により免許停止90日の処分を受けた。現在はできるだけ自動車の運転を控えているが、運転する際は安全運転に心掛けており、2刑の事故じゃつ起後は違反、事故はない。

また、普段の晩酌は缶ビール1本程度に控え、会合等で外出した際に飲酒するときは、決して自動車では出掛けないなど、飲酒運転をしないように注意して生活している。

#### 11 総合所見

本件事案は、いずれも悪質であるが、その後は深く前非を悔いて行状を慎んでおり、改しゅんの情が顕著に認められる。

2刑の罰金完納後、2年10月を経過するが、この間本人は、会社経営を続け、家族と共に安定した生活を営む一方、自動車の安全運転に努め、平素の行状も良好であることから、今後再び犯罪をするおそれはないと認められる。

ところで、本件恩赦の出願の趣旨は、本人が長年にわたり〇〇県文具商業協同組合の理事等として業界の発展に尽力し、今後も同様に業界の運営、発展に寄与する意向であるところ、本件前科のあることにより、精神的に負担を感じ十分な活動ができず、また、自己が経営する会社の責任者として、社員教育の際に、指導、監督に万全を期し得ないというものである。

本人は、それぞれの被害者に対する慰謝の措置を了し、各被害者ともその

感情は融和している。また、本人の前記情状に照らし、恩赦により、社会感情を刺激するおそれはないものと認められる。

以上を総合的に勘案するに、本人の業界発展のために尽力した功績、業界における信望等は認められるものの、最終の判決確定後2年10月を経過したにすぎない上、特赦に浴せるほどの特段の事情があるとは認められないもので、現時点において特赦を行うことは相当でないと思料する。

しかし、本件刑に処せられたことが事実上本人の社会生活の障害となっていることは認められるため、本人の情状等に照らし、本人に対しては復権を行うことが相当であると思料する。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 ○○地方検察庁検事正 ○ ○ ○ ○ 印

記載例2 様式第7号 (刑事施設の長の上申の場合)

[無期刑受刑者の減刑の例]

調査書		
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	犯時 52年 4月	上申時 62年 10月
2 心身の状況 <p>現在、高血圧、高血圧性心筋障害等で休養加療中であるが、病状は安定しており、日常生活は一人でできる状態である。知能は普通域にあると判定されている。性格は頑固で固執傾向が見られ、外向的で、支配的に振る舞おうとする。</p>		
3 経歴及び行状 <p>昭和〇〇年〇〇月〇〇県〇〇郡〇〇町で漁師をしていた父親の長男として出生し、中学校を卒業後漁業に従事。昭和〇年〇月には〇〇〇〇と結婚し、1男2女をもうけたが、昭和〇〇年頃から高血圧のため長男に漁業を任せて療養生活を送った後、昭和〇〇年〇月山林開発及び宅地造成等を目的とした有限会社〇〇興業を設立して、本件時まで同会社の代表取締役をしていた。</p> <p>現在、上記病名により休養処遇中であるが、これまで職員に対する暴言で3回の懲罰を受けている。</p> <p>面会や手紙のやり取りについては、長男家族のほか、会社を経営していた頃の知人や弁護士とも年数回なされている。</p>		
4 家族の状況 <p>長男 〇〇〇〇 (〇〇歳) 会社員 長男の妻 〇〇〇〇 (〇〇歳) 看護師</p> <p>以上2名は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地に居住しており、同所を帰住予定地、長男を引受人としている。本人に対する長男家族の感情は良好で、引受意思もあり、本人と手紙をやり取りしているほか、面会のためおおむね月1回来所している。</p> <p>妻〇〇 (〇〇歳) は、本件後の平成〇年〇月に協議離婚し、現在は、本人の長女〇〇 (〇〇歳) と〇〇県〇〇市で同居している。本人の次女〇〇〇〇 (〇〇歳) は婚姻し、〇〇県〇〇郡〇〇町において家族と共に生活している。離婚した妻、長女及び次女との交流は現在までのところ認められない。</p> <p>本人の父は平成〇年に、母は平成〇年にそれぞれ死亡している。</p>		

## 5 資産及び生計並びに将来の生計方針

本人には、特に資産はない。引受人である長男は貸家2軒を経営し、かつ、夫婦で働いており、生計は安定している。長男は、本人が出所後は同居の上、本人を扶養する予定である。

## 6 犯時の職業及び生活状況

山林開発、宅地造成等を目的とした有限会社の代表取締役であったが、その経営は苦しく、運転資金は金融機関からの借入れによるものであり、借入金の返済に苦慮していた。また、競馬や競輪といったギャンブルにも傾倒し、毎月多額の金銭を消費するなど問題の多い生活状況であった。

## 7 犯罪の動機、原因及び概要

会社の経営が行き詰ったことから、かねてから情交のあった被害者の妻と共謀の上、被害者を殺害して同人の生命保険給付金を騙取することを企て、平成〇年〇月〇日午後〇時頃、被害者と同人宅で飲酒して同人を酩酊させ、同人の妻の運転する自動車で犯行現場まで連れ出し、橋の欄干から誤って落ちたように見せ掛けて、本人が被害者を川に突き落として溺死させた計画的犯行である。

その後、共犯者が被害者の加入していた生命保険会社から死亡保険金1,000万円を騙取し、本人が600万円の分配を受けて消費した。

## 8 犯罪に関する参考事項

犯行後約4か月を経て、共犯者が取調べを受けて犯行を自供し、程なく本人も逮捕されたものである。詐取し、共犯者と分けた保険金は、自営していた会社の運転資金に充当したほか、ギャンブルなどの遊興費に消費した。

なお、事件発覚後、マスコミに大きく取り上げられ、社会の耳目をしょう動させた。

## 9 被害者及び社会の感情

被害者には兄弟のほか、子供が3人いるが、遺族らとの話合いは全くなく、弁償等もほとんどなされていないため、その感情は悪いものと思われる。また、生活環境調整状況通知書によると、本件犯行地に近い本人の帰住予定地の近隣感情としては、いまだ本件のことが忘却されていない様子である。

## 10 その他参考となる事項

共犯者〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇日生）は、本件により懲役12年の刑

を言い渡され、平成〇〇年〇月〇〇日確定し、現在、〇〇刑務所に服役している。共犯者は、同人の妹の下を帰住予定地としているが、いまだ仮釈放を許すべき旨の申出はされておらず、また、仮釈放を許すか否かに関する審理は開始されていない。

本人の仮釈放を許すべき旨の申出をしておらず、また、仮釈放を許すか否かに関する審理は開始されていない。なお、本人は、平成〇年〇月〇〇日恩赦（減刑）の出願をしたが、平成〇年〇月〇〇日、中央更生保護審査会において恩赦不相当の議決がなされている。また、本人は、法務大臣に対する苦情の申出を4回、当所職員に対する告訴を3回行っている。

### 1.1 総合所見

本件は、被害者を殺害して生命保険金をだまし取ることを共犯者と企て、本人が主導的な役割を担い被害者を殺害したもので、犯行態様はこうかつで、極めて悪質なものであり、その結果も重大で、情状酌量の余地は認められない。

本人は、早期に出所して、家族と共に暮らすことを希望し、恩赦の出願に至っているが、これまで、被害者遺族に対して慰謝、慰靈の措置等を実施することなく推移しているなど、改しゅんの情は乏しいと認められ、遺族感情は厳しいものが予想される。

本人の前記情状等に照らし、仮釈放を許すべき旨の申出の時期及び仮釈放を許すか否かに関する審理の開始の時期のいずれも未定である現時点において、恩赦（減刑）を認めなければならない特別な事情はなく、本件恩赦は不相当であると思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 〇〇刑務所長 ○ ○ ○ ○ 印

記載例3 様式第7号 (保護観察所の長の上申の場合)  
[無期刑仮釈放事件の刑の執行の免除の例]

調査書	
1 氏名及び年齢 ○ ○ ○ ○	最終犯時 24年 4月 上申時 72年10月
2 心身の状況 平成〇〇年頃から糖尿病の治療を受け、現在、白内障、糖尿病等のため定期的に通院し治療を受けているが、日常生活に支障はない。知能は普通域にあると認められる。本件入所時は、利己的、自己中心的な点が認められたが、現在では、健全な社会生活を通じて年齢相応の落ち着きが見られ、他者への配慮が認められるようになった。	
3 経歴及び行状 (1) 経歴の概要 昭和〇年〇月〇〇県〇〇郡〇〇町において、農業をなす父〇〇の第3子次男として出生。中学卒業後、鉄工所工員として就職したが長くは続かず、家業である農業の手伝いをしたり、転職を繰り返すうち、窃盗、強盗事件を起こし、19歳時に少年刑務所に服役した。その後、仮出獄許可決定により釈放され、実父の下に帰住し、農業の手伝いをしていたが、刑務所当時の仲間と不良交友を続けていた。昭和〇〇年〇月から鉄工所の臨時工員として稼働するが、怠業が続いて生活費や遊興費に困窮するようになり、本件犯行に至った。 (2) 保護観察の実施状況 昭和〇〇年〇月〇日、〇〇刑務所を仮出獄許可決定により釈放され、〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇〇丁目〇番地（母）〇〇〇〇の下に帰住し、当庁の保護観察下に入った。保護観察開始当初から、担当保護司との接触は良好で、遵守事項をよく守り、普通自動車運転免許を取得して、卸売市場の集配の仕事に従事するようになった。 昭和〇〇年〇月〇〇日、自宅で実弟と飲酒した後、〇〇市内の市場に集金に行くため軽四輪貨物自動車を運転中、酒気帯び運転で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。また、昭和〇〇年〇月〇日、自宅で実弟と飲酒した後、同人を自宅まで送つ	

ていくため軽四輪貨物自動車を運転中、酒気帯び運転で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。

この2件の道路交通法違反事件について当庁から仮出獄取消申報を行い、昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮出獄を取り消さない旨の決定がなされた。

昭和〇〇年〇月〇〇日婚姻により、〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇〇荘〇号室に許可を受けて転居した。

昭和〇〇年〇月〇〇日タクシー運転手として勤務中、前方不注視のため前方に停止中の軽四輪貨物自動車に自車を追突させ、運転中の被害者に加療約3週間の傷害を負わせる業務上過失傷害事件を起こし、同年〇月〇〇日〇〇簡易裁判所において、罰金〇万円に処せられた。

この業務上過失傷害事件について当庁から仮出獄取消申報を行い、昭和〇〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮出獄を取り消さない旨の決定がなされた。

平成〇年〇〇月〇〇日、〇〇市内に中古住宅を購入し、許可を受けて妻と共に転居した。

平成〇年〇月〇日タクシー会社に出勤するため普通乗用自動車を運転中、制限速度を時速34キロ超過する法定速度違反で検挙され、同月〇〇日〇〇簡易裁判所において、道路交通法違反により罰金〇万円に処せられた。

この道路交通法違反事件について当庁から仮釈放取消事由通知を行い、平成〇年〇月〇〇日〇〇地方更生保護委員会において、仮釈放を取り消さない旨の決定がなされた。

これらの違反等を繰り返している間、当庁保護観察官や担当保護司において、その都度交通法規を遵守するよう指導したほか、平成〇年〇月に、当庁において〇〇少年鑑別所に本人の資質鑑別を依頼し、本人の性格特性や運転適性などを把握して、その指導監督の参考としてきた。

その後は、再三にわたり交通事犯を起こしてきたことに対する反省、自覚も深まり、また加齢による身体機能の低下等も重なり、自動車を運転する際にはより慎重な運転に努めるようになったほか、できる限り公共交通機関を利用するようになっている。平成〇〇年〇月から健全な生活態度を保持した状態が続いている。

### (3) 就業状況

保護観察開始当初は、引受人である母のつてで卸売市場の集配作業に従事していたが、普通自動車運転免許を取得したことを契機に、昭和〇〇年〇月末退職し、公共職業安定所の紹介で同年〇月〇〇市〇〇所在の〇〇運送に貨物自動車運転手として就職し、仕事が空いたときは、実家の農業を手伝うなど、真面目に就労を継続してきた。

昭和〇〇年〇〇月頃、腰痛などけがが重なり、会社を退職したが、失業中に普通第二種自動車運転免許を取得し、昭和〇〇年〇月から〇〇タクシーで運転手として就労を始めた。

平成〇年〇月に定年で一旦退職したが、引き続き嘱託社員としてタクシー運転業務に従事し、平成〇〇年〇月に嘱託期間が終了したことから、正式に退職した。

家業である農業の手伝いは、本人の体調がいいときに手伝いに行っている。

#### (4) 平素の行状等

日常生活は病院に通院するほか、近隣の人たちと交際するなど、極めて堅実で、落ち着いた生活を送っている。昭和〇〇年度及び平成〇年度に地域の自治会長を務めるなど、地域社会と関わりを保ちながら生活している。本人の前科については、地域内で知っている者もいるが、日頃の話題で本人の前科の話が出ることはなく、本人に関する悪評もない。

#### 4 家族の状況

妻 〇〇(〇〇歳) 無職

と同居しており、家庭は円満である。妻とは、昭和〇〇年〇月に前歴を秘匿したまま婚姻した。当初は経済的に苦しいこと也有って、夫婦仲が不和となつた時期もあったが、次第に落ち着き、現在では、お互い高齢でもあり、支え合つて生活している。

本人の実父は本人が刑務所入所中の昭和〇〇年〇月に死亡しており、実母は、昭和〇〇年〇月に病死している。

本人夫婦に実子はなく、妻と亡き先夫との間に2人の男の子がいるが、本人夫婦との同居歴はなく、それぞれ他県で生活しているため、交流はほとんどない。本人の実兄〇〇〇〇(〇〇歳)は、農業を継ぎ実家のあった〇〇県〇〇市内に居住し、時折交流がある。実姉〇〇〇〇(〇〇歳、無職)は婚姻して家庭を持ち、同じ〇〇市内に居住し、時折交流がある。長弟〇〇〇〇(〇〇歳、無職)と次弟〇〇〇〇(〇〇歳、会社員)は、それぞれ家庭を持ち、〇〇県〇〇市内に居住し、正月などの帰省のときに会うなどの交流が続いている。

#### 5 資産及び生計並びに将来の生計方針

収入としては、本人の年金が月額約〇〇万円、妻の年金が月額約〇〇万円ある。

住居は、約〇〇平方メートルの宅地に木造2階建ての一軒家（延べ床面積は〇〇平方メートル）である。土地、建物とも本人と妻の共有名義である。その他、本人所有の不動産はなく、預貯金としては、本人名義で約〇〇万円、妻名義で約〇〇万円ある。負債としては、住宅ローンは既に完済し、他に所有する

普通乗用自動車のローン（月〇万〇千円返済、平成〇〇年〇月完済予定）があるが、生活程度は普通で安定している。

#### 6 犯時の職業及び生活状況

少年時に刑務所に服役した後、仮出獄許可決定により釈放され、実父の下に帰住し、農業の手伝いをしていたが、刑務所当時の仲間と不良交友を続け、仕事に就いても長く続かず、生活費や遊興費に困窮していた。

#### 7 犯罪の動機、原因及び概要

本人は、仕事も長く続かず生活費、遊興費に窮り、その捻出に苦慮していたところ、前刑服役中に知り合った本件共犯者〇〇〇〇と、互いに金銭に窮していたことから強盗を実行することを共謀し、昭和〇〇年〇月から、本件の強盗や窃盗事件を次々とじやつ起した。

その後、本人は単独で逃走し、知人を頼って〇〇市内の木賃宿に潜伏していたが、これを察知した警察官4名が踏み込み、本人を逮捕しようとした際、本人は、警察官を殺害してでも逮捕を免れようとし、警察官1名を刃物で突き刺して死亡させ、同2名にそれぞれ全治約4週間の傷害を負わせた。

#### 8 犯罪に関する参考事項

本人は、警察官を殺害した際に他の警察官によって逮捕された。

窃取などした金品は山分けし、質店に入質して換金した上、奪った現金と合わせて飲食費や遊興費に消費した。共犯者〇〇〇〇は、本人とは別々に逃走していたが、窃盗などの被害届を受けた警察官により、昭和〇〇年〇〇月頃に逮捕された。

#### 9 被害者及び社会の感情

本人は服役中の昭和〇〇年頃から、毎年の盆の時期に、作業賞与金から〇、〇〇〇円の供養料を生活環境調整担当保護司を介して、被害者遺族（妻）宛てに謝罪の手紙を添えて送金を続けていた。

保護観察開始の翌日には、担当保護司及び引受人に付き添われて被害者遺族宅を訪問し、本人が直接、被害者遺族（妻）に謝罪した。その後、ほぼ毎年欠かさず、被害者遺族に対して手紙を添えて、〇、〇〇〇円から〇万円の送金を続け、被害者遺族から返礼の手紙が度々本人に送られてきた。

平成〇〇年に被害者遺族から送られてきた返礼の手紙に、長年の送金の謝意と今後の送金は不要である旨記載されていたため、本人は担当保護司とも相談の上、被害者遺族の了解を得て、被害者の菩提寺（〇〇市〇〇町所在）に永代供養料として〇〇万円を納めた。

被害者遺族である妻〇〇〇〇は、当庁保護観察官の調査（平成〇〇年〇〇月〇日実施）に対し、「当時は憎んでも憎みきれない気持ちだったが、長年にわたり慰謝のお金を送金してもらい、十分に慰謝を尽くしてもらったと思っている。本人が恩赦を希望するのであれば、特に反対する気はない。」とその感情を述べている。

また、被害者の妻と別居している被害者の長男〇〇〇〇も、当庁保護観察官の調査（平成〇〇年〇〇月〇〇日実施）に対し、「本人が父を殺したことは記憶しており、その後本人が慰謝のお金を送金し続けていたことも、母から折々聞いていた。来年は父の〇〇回忌に当たり、自分としては事件のことはもう忘れててしまいたいと思っている。恩赦に特に反対する気はなく、最終的には母の考えに任せたい。」と述べている。

本人の居住地においては、本件を知る者もいるが、本人が地域の自治会長を務めるに際して、特に拒絶されたり、悪評が流されることもなく、地域社会に本人に対する悪感情はないと思われる。

## 10 その他参考となる事項

- (1) 共犯者〇〇〇〇は、本件により懲役〇〇年に処せられて〇〇刑務所に服役したが、昭和〇〇年〇月〇〇日仮出獄許可決定により釈放され、〇〇県〇〇市居住の父の下に帰住し、昭和〇〇年〇月〇〇日期間満了により終結した。保護観察開始後、本人との交際は全くない。
- (2) 昭和〇〇年〇月〇〇日普通自動車運転免許を、昭和〇〇年〇〇月〇〇日普通第二種自動車運転免許をそれぞれ取得した。平成〇〇年〇月〇〇日道路交通法違反で罰金刑に処せられた後は、平成〇〇年〇月〇〇日道路交通法違反（指定速度違反により反則金〇万〇、〇〇〇円）で検挙された以外に、交通違反・事故は全くない。

## 11 総合所見

- (1) 本件は、旧知の共犯者と共に謀し、金銭目的で短期間の間に窃盗や強盗を繰り返し、さらに、本人は逃走の上、逮捕に赴いた警察官のうち1名を殺害するという大罪を犯したものであって、その結果は極めて重大であり、犯情も悪質である。
- (2) しかしながら、その後は深く前非を悔い、被害者の冥福を祈って行状を慎んでおり、改しゅんの情が顕著である。
- (3) 〇〇年〇〇月服役の後仮出獄許可決定により釈放され、以後〇〇年〇〇月を経過するものであるが、この間、道路交通法違反及び業務上過失傷害罪により罰金刑に処せられるなど、保護観察の状況は必ずしも順調に推移したとはいえない面も見受けられた。しかし、長年にわたり、農業を始め、

集配作業員やタクシー運転手として真面目に働き、一家の生計を支え、現在は妻と共に堅実で円満な家庭生活を送っており、平素の行状も良好で、既に健全な社会人として改善更生しており、再び犯罪をするおそれはないものと認められる。

- (4) 本人は、妻に対し前歴の詳細を秘匿しているなど、日常生活において本件仮釈放中であることが著しく本人の精神的負担となっている。
- (5) 本人は、長年にわたり被害者遺族に対して、供養料の送金を続けるなどの感謝・慰靈の措置を誠実に継続するなど、相応の誠意を尽くし、遺族の感情は既に融和しており、犯行後〇〇年〇月を経過した現在、恩赦（刑の執行の免除）により、社会感情を刺激するおそれもない。

以上を総合的に勘案し、本人に対しては恩赦（刑の執行の免除）を行うことが相当と思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 〇〇保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 印

記載例4 様式第7号 (保護観察所の長の上申の場合)

[有期刑仮釈放事件の復権の例]

調査書

1 氏名及び年齢

○ ○ ○ ○

犯時 24年 4月

上申時 29年 2月

2 心身の状況

健康状態は普通。知能は普通域にあると認められる。本件入所時には小心、気弱で先々の事に不安を強めやすかったが、現在では結婚し、一家の中心としての自覚も高まり何事にも積極的に取り組んでおり、また、年齢相応の落ち着きが見られ、堅実な生活をしている。

3 経歴及び行状

(1) 経歴の概要

昭和〇〇年〇月〇〇市〇〇区において、市職員の父の第2子次男として出生。幼少時から〇〇県〇〇市内で生育。平成〇年3月〇〇県内の高校を卒業し、同年4月〇〇〇〇大学に入学して、同年6月普通自動車運転免許取得。平成〇〇年4月同大学を卒業後、〇〇県にある電気工事会社で配線製作業員として就労するうち、本件犯行に至った。

(2) 保護観察の実施状況

平成〇〇年〇月〇〇日に〇〇〇刑務所を仮釈放を許す旨の決定により釈放され、〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇番〇号（父）〇〇〇〇の下に帰住し、当庁の保護観察下に入った。保護観察開始当初から、よく遵守事項を守り、担当保護司との接触も良好で、進んでその指導助言を受け、同年〇月〇〇日健全な生活態度を保持して仮釈放の期間が満了した。

(3) 就業状況

平成〇〇年〇月から人材派遣会社に採用され、そこから派遣社員として〇〇〇〇に従事していた。平成〇〇年1月初め〇〇市内の喫茶店のウェイターに転職し、さらに、同年〇〇月同市内の〇〇事務所に就職し、〇〇〇士の助手として稼働し現在に至っている。〇〇〇士資格取得を目標に意欲的に業務に取り組んでおり、就労面に不安はない。

(4) 平素の行状等

日常生活は極めて堅実で、落ち着いた生活を送っている。仕事から帰宅した後は、妻との団らんと〇〇〇士試験に備えた勉強を中心に過ごしてい

る。日曜日や休日も妻と買物等で外出する程度で家で過ごすことが多い。

#### 4 家族の状況

妻 ○○ (○○歳) 会社員

と同居しており、家庭は円満である。妻とは本件前から交際していたが、平成○○年○月に結婚し、同時に現住居に転居した。

父○○○○ (○○歳、地方公務員) と母○○○○ (○○歳、無職) は、引き続き○○県○○市内で、兄○○○○ (○○歳、会社員) はその妻と共に○○市内で、それぞれ生活し、本人家族とは頻繁に交流が保たれており、その関係に問題はない。

#### 5 資産及び生計並びに将来の生計方針

収入は、本人の給料月約○○万円と、妻の会社員としての給料月約○○万円の合計約○○万円である。年収として、賞与を含め2人合わせて約○○○万円になる。

預貯金は約○○○万円あるが、それ以外の不動産等の資産はない。妻名義の普通乗用自動車を保有している。負債はない。

夫婦で収入の範囲内で生活しており、本人は、現在の職場で勤務を続けていくつもりであるが、○○○士の資格を目指して勉強中であり、生計方針に問題は認められない。

#### 6 犯時の職業及び生活状況

○○県○○市内の電気工事会社で、配線作業員として働いていた。

#### 7 犯罪の動機、原因及び概要

平成○○年○月○○日、会社の寮において飲酒した後、町中のスーパーに買い物に行くため、本人の普通乗用自動車を運転したが、同日午後○○時○○分頃、同自動車を運転中、運転開始前に飲んだ酒の影響のため、一瞬仮眠状態に陥り、自車を対向車線上に進出させ、被害者運転の普通乗用自動車右前部に自車右前部を衝突させ、被害者に○○○○の傷害を負わせ、同傷害に基づく急性心不全により死亡させた。

#### 8 犯罪に関する参考事項

本件事故によって本人は意識不明となり、警察への通報や被害者の救護は、近くで事件を目撃した人が行った。

#### 9 被害者及び社会の感情

(1) 平成〇〇年〇月に、被害者遺族と事故の物損分の示談が成立し、〇〇万〇、〇〇〇円が自動車保険から支払われた。

平成〇〇年〇月に、被害者遺族と人身分の示談が成立し、〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円が同じく自動車保険から支払われた。

それ以外に、本人と両親から供養料として、合計〇〇〇万円が被害者遺族に支払われている。

本人は、刑務所入所前から月命日には事故現場に花を手向けてきたほか、保護観察開始後は、毎年命日に墓参りに行っており、さらに、遺族からもらった被害者の遺影を自宅の仏壇に奉り、毎日手を合わせて冥福を祈っている。

平成〇〇年〇〇月〇〇日、当庁保護観察官が遺族である父〇〇〇〇に感情等を調査したところ、「本人は両親と共に、〇〇の墓参りを続けており、そのことには感謝しているし、誠意も感じている。しかし、亡くなった〇〇は戻ってこないので、複雑な心境でもある。本人には飲酒運転をせずに、落ち着いた生活を送るよう願っている。本人の将来もあることなので恩赦について特に反対はしないが、積極的に進めてあげようとの気持ちにはなれない。」とその複雑な心境を述べていた。

(2) 本人は、現在、仕事と勉学中心の生活を送っており、日頃の真面目な生活態度から社会に悪感情は認められない。

## 10 その他参考となる事項

(1) 保護観察開始後、平成〇〇年〇月に普通自動車運転免許を再取得したが、自己の車は保有していない。休日でも運転はほとんどしないと述べており、交通違反、事故はない。

(2) 飲酒は、家ではふだん控えるようにしており、外で飲酒するときも、自動車は一切運転せず、タクシーを使うようにしている。

## 11 総合所見

(1) 本件は、飲酒の上漫然と自動車を運転し、その結果、仮眠状態に陥り、自車を対向車線に進出させて被害者運転の対向車両と衝突させ、被害者を死亡させたもので、犯情は悪質で、結果も重大である。

(2) しかしながら、その後は深く反省し、自動車運転免許を再取得した後もほとんど運転することなく、堅実な生活態度を保持し、改しゅんの情が顕著である。

(3) 仮釈放中の保護観察終了後〇年〇月を経過するものであるが、現在では〇〇〇〇事務所の事務員として真面目に働き、将来、〇〇〇士の資格を取得すべく努力しており、また、平素の行状も良好で、今後再び犯罪をする

おそれはないものと認められる。

- (4) ○○○士試験に合格した後に○○○士として登録を受ける上で、本件前科が障害となっており、これを解消する必要があるほか、妻の親族と交流する上で、本件前科が著しく本人の精神的負担になっているので、これを軽減する必要がある。
- (5) 遺族に対する慰謝の措置を了し、また、被害者に対する相応の慰靈の措置に努めており、犯行後〇年〇月を経過した現在、本人の前記情状に照らし、恩赦（復権）により、特に遺族感情及び社会感情を刺激するおそれはない。

以上を総合的に勘案し、本人に対しては恩赦（復権）を行うことが相当と思われる。

上記のとおりである。

平成 年 月 日

上申者 ○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 印

(戸籍の謄本又は抄本)

第11条 第5条又は規則第9条第1項の規定により添付する戸籍の謄本又は抄本は、本人が外国人であるときは、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写しをいう。）その他の当該外国人の氏名、出生の年月日及び国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号ロに規定する地域をいう。）を証明する書類とする。

- 1 本条は、本人が外国人であるときに、戸籍の謄本又は抄本に代えて添付すべき書類を示したものである。原則として住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添付することとなるが、本邦において当該外国人に係る住民票が作成されていないときは、これに代わるものとして当該外国人の氏名、出生の年月日及び国籍等を証明する書類を添付するものとする。具体的には、本国の公的機関において発行される国籍証明書等が考えられる。これらの証明書類は、戸籍の謄本又は抄本と同様に、おおむね上申前6か月以内に作成されたものが適当である。
- 2 外国人のうち外国軍隊の構成員又は軍属及びその家族については、所属部隊の司令官の発行する身分証明書をもってこれに代えるものとすることになっているので留意する（運用通達1の(4)）。
- 3 戸籍は、本人と同一戸籍の親族が詳細に把握できるので、抄本より謄本の添付が望ましい。

(恩赦の願書)

第12条 規則第9条第1項の規定による恩赦の願書は、できる限り恩赦願書（様式第8号）によらせる。

2 恩赦の出願に当たっては、情状に関する参考資料を提出させることができる。

- 1 本条は、恩赦の願書についてできる限り規程に定める恩赦願書（様式第8号）によら

せることとしているが、これによらない願書であっても、規則第9条第1項に規定する事項が漏れなく記載されているものは、適法な願書として取り扱わなければならない。

- 2 恩赦願書の受理に当たっては、当該事件について上申権があるか否か、規則第6条（特赦、減刑又は刑の執行の免除の出願の期間制限）又は第8条（再出願の期間制限）に規定する期間を経過しているか否か、刑法第27条（刑の全部の執行猶予の効力）により刑の執行猶予期間を経過していて刑の言渡しの効力が失われているか否か、同法第34条の2により刑の言渡し等の効力が失われているか否か、さらに、復権の出願については、少年法第60条第1項（犯時少年の者に対する資格制限の特則）に該当するか否かを確認することが肝要である。そして、明らかに恩赦出願ができないものについては、理由を付して本人に返戻すべきである。
- 3 願書を受理したときは、当該願書に受理印を明瞭に押なつして、受理年月日を明確にすることとされている（運用通達1の(10)）。これは、規則第8条に規定する再出願の期間制限の起算日（願書を上申権者が受理した日）を確定するためである。
- 4 恩赦の出願は本人自身が行うことが望ましいが、代理人によても可能である。この場合には、代理権限を証する書面を徴し、これを恩赦上申書に添付する必要がある。
- 5 恩赦の上申及びこれに関連する事務は、有罪裁判対応検察官（区検察庁にあっては地方検察庁検事正）、刑事施設の長及び保護観察所の長の権限とされているが、刑務支所又は拘置支所に収容されている者の事件及び保護観察所支部管内又は検察庁支部管内の事件についての恩赦願書の受理は、支所又は支部において行わせて差し支えない。ただし、この場合も願書の宛先は支所又は支部の長ではなく、上申権者であることに留意を要する。
- 6 特赦、減刑又は刑の執行の免除については、刑の言渡しをした裁判の確定後、次の期間を経過した後でなければ出願をすることはできない（規則第6条1項本文）。
  - (1) 拘留又は料料については、6か月
  - (2) 罰金については、1年
  - (3) 有期の懲役又は禁錮については、その刑期の3分の1に相当する期間（不定期刑については、短期の3分の1に相当する期間）。ただし、その期間が1年に満たないときは、1年
  - (4) 無期の懲役又は禁錮については、10年

なお、上記(3) 及び(4) の期間の算定については、次の点に注意しなければならない。

ア 期間に算入されるもの（規則第6条第2項、第3項）

- (ア) 刑の執行を終わり、又は執行の免除を受けた後の日数
- (イ) 仮釈放中又は刑の執行停止中の日数
- (ウ) 刑の執行を猶予されている場合の猶予中の日数

イ 期間に算入されないもの（規則第6条第2項）

- (ア) 判決確定後執行を受けるまでの間の拘禁されなかつた日数、刑の執行中逃走していた日数
- (イ) 未決勾留日数

死刑については、出願期間の定めがなく、裁判確定後いつでも出願できる。また、拘留については、裁判確定後拘禁されなかつた日数も、6か月の期間に算入される（規則第6条第2項）。

なお、職権による恩赦の上申については、規則第6条第1項のような期間の制限はない。したがって、出願が許されない時期においても、職権による上申は可能である。

7 恩赦出願期間未経過の場合に恩赦の出願をしようとするときは、あらかじめ、その期間の短縮について審査会の許可を受けなければならない（規則第6条第1項ただし書）。審査会の許可を受けた者は、直ちに恩赦の出願ができる。恩赦出願期間短縮の願書及び上申の手続は、規程第17条から第21条までに定めるところによる。

8 復権については、その対象となる刑の執行を終わり、又は執行の免除のあった後でなければ出願できない（規則第7条）。刑の執行終了後であれば期間の制限はない。

9 恩赦の出願をしたが、結局、恩赦不相当とされたときは、その出願の日から1年を経過した後でなければ同一案件について再出願はできない（規則第8条）。ただし、異なる種類の恩赦の出願については、規則第8条の適用はないものとされている。

10 適法な出願のあったときは、速やかに所定の関係事項を調査の上、意見を付して上申をしなければならない（規則第1条の2第2項、第3条第2項）。上申権者が恩赦不相当又は時期尚早と考えても、上申を差し控えることは許されない。

11 恩赦願書（様式第8号）の受理に当たっては、次の事項に留意し、補正を要するものは補正させるべきである。

(1) 「言渡し裁判所」及び「言渡し年月日」欄は、上記第8条（刑期計算書及び刑執行証明書）関係の解説4の(2)に準じて記載されていること。

(2) 「罪名・刑名・刑期・金額及び犯数」欄は、追徴についても記載されていること。

(3) 「刑執行の状況」欄は、出願者において判明している範囲で次の事項等が記載されていること。

ア 禁錮以上の刑及び拘留については、刑の始期、刑執行停止の年月日、仮釈放（又は仮出場）の年月日、刑執行終了の年月日、刑の執行の免除を得た年月日等

イ 罰金、科料及び追徴については刑執行終了の年月日、刑の執行が終了していないときはその状況及び理由

ウ 刑の執行猶予の言渡しの場合は、その始期及び終期

(4) 「出願の理由」欄は、その理由が具体的に記載されていること（別紙を用いて記載されていても差し支えない。）。

(5) 「添付書類」欄は、情状に関する参考資料の標目が記載されていること。

(6) 「付記」欄は、次の事項等が記載されていること。

ア 恩赦出願期間の短縮を許可された者は、その許可の年月日

イ 先に恩赦の出願をして恩赦が行われなかった者は、その出願の年月日

○ 次に、恩赦願書の記載例（記載例1及び同2）を掲げる。

記載例1 様式第8号 [無期刑仮釈放者の刑の執行の免除の例]

恩 敖 願 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 殿

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり恩赦の出願をします。

氏名	○ ○ ○ ○		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	職業	無職
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
住居	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇		
言渡し裁判所	〇〇地方裁判所		
言渡し年月日	昭和〇〇年〇月〇日		
罪名・刑名・ 刑期・金額 及び犯数	強盗殺人、強盗、窃盜 無期懲役 1犯		
刑執行の状況	刑の始期 昭和〇〇年〇〇月〇〇日 仮釈放の年月日 昭和〇〇年〇月〇日 刑終了の年月日 無期		
恩赦の種類	刑の執行の免除		
出願の理由	別紙のとおり		
添付資料	戸籍謄本1通		
付記	前回恩赦（刑の執行の免除）出願 平成〇〇年〇月〇〇日		

別 紙  
(出願の理由)

私は、〇〇歳のときに、強盗殺人事件を起こして無期懲役の判決を受けましたが、昭和〇〇年〇月〇日に仮釈放を許され、その後も、毎日過去を反省しながら生活してきました。

私が過去に起こした大罪につきましては、今も反省と後悔の日々を送り、被害者とその御遺族の方には、心からお詫びを続けております。自分の罪を一生背負っていかなければならないことは承知しておりますので、この先も、命の続く限り、被害者の方の御冥福を祈り続ける気持ちに変わりはありません。

私は、現在、シルバー人材センターに登録し、時折、植木の剪定などの仕事をもらっていますが、本件を秘匿して就職しており、本件や無期懲役を受けていることが発覚しないか不安な日々を送り、それが日常生活上の精神的な負担になっています。

また、県外で生活している長女や次女の子供や、それぞれの夫の親戚の一部には、自分の事件のことや無期懲役を受けていることを秘匿していますので、自分の過去の事件のことが知れたら、家族や親族を苦しめることになるのではないかと日夜不安を感じております。

さらに、国民として選挙権を行使できないことや、そのことを周囲の人から変に思われているのではないかと不安に思っています。

〇〇さんの御遺族の方のお気持ちを考えると、大変厚かましいとも思いましたが、家族を少しでも安心させるためにも、恩赦の出願することを決意しました。

今後とも自らを厳しく律し、二度と罪を犯さないことを固くお約束しますので、どうか寛大なる御配慮を賜りますよう、何とぞよろしくお願ひいたします。

記載例2 様式第8号 [対象刑が2刑ある有期刑仮釈放者の復権の例]

恩 敖 願 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 殿

氏 名 ○ ○ ○ ○ 印

下記のとおり恩赦の出願をします。

氏名	○ ○ ○ ○		
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	職業	設備工
本籍	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地		
住居	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇		
言渡し裁判所	(1刑) ○〇簡易裁判所	(2刑) ○〇地方裁判所	
言渡し年月日	(1刑) 平成〇〇年〇月〇日 (2刑) 平成〇〇年〇月〇日		
罪名・刑名・刑期・金額及び犯数	(1刑) 道路交通法違反 罰金10万円 (2刑) 業務上過失致死、道路交通法違反 懲役1年6月 2犯		
刑執行の状況	(1刑) 刑終了年月日 平成〇〇年〇月〇日 (2刑) 刑の始期 〇〇 平成〇〇年〇〇月〇〇日 仮釈放の年月日 平成〇〇年〇月〇日 刑終了の年月日 平成〇〇年〇月〇日		
恩赦の種類	復権		
出願の理由	別紙のとおり		
添付資料	戸籍謄本1通		
付記	該当なし		

別 紙  
(出願の理由)

私は、23歳のときに飲酒運転で罰金刑に処せられ、さらに、25歳のときに、飲酒運転から居眠りをしてしまい、一人の方を死亡させる事故を起こしました。取り返しの付かない結果を招いた自分の軽率さ、甘さを深く反省し、被害者と御遺族の方には、ただただ申し訳ない気持ちで日々を過ごしております。御遺族からいただいた被害者の方の御遺影に手を合わせたり、墓前にお参りに伺うたびに、自分の犯した罪の深さを実感し、後悔の念で胸が一杯になります。

服役中は、被害者ることを忘れずにおきましたし、何より、御遺族の方がつらく、悲しい思いをされているのだと考え、自戒の念を強く持つことを心掛けていました。

出所後は、〇〇事務所の社員として働かせていただくことができ、周囲の方の助けもあって今日に至っております。最初は仕事がうまくいかず、気持ちが滅入ることもありましたが、両親を始め、これまで支えてくれた人のことを考え、何とか続けることができました。今では、少しずつ責任のある仕事を任せてもらえるようになりました。

そして、昨年は以前から交際していた女性と、自分の前歴を承知してもらった上で結婚することができました。

自分の犯した罪は、一生背負っていくべきものであり、また、今後とも被害者の御冥福を祈り続ける気持ちには変わりはありません。しかし、前科があることで、妻やその親戚の方々に、いつか迷惑が掛かるのではないかと不安に思うことがあります。また、将来〇〇〇士の資格を取った後、仕事上で何らかの影響を受けるのではないかと心配です。

このような気持ちを保護観察官に伝えたところ、復権という恩赦の制度があることを教えてもらいました。御遺族の気持ちを考えると、厚かましいことだと悩みましたが、私や妻を支えてくれた自分たちの家族や、仕事の面で私を支えてくれた人たちを少しでも安心させたいと思い、また、将来資格を取った際には、自分の仕事にまい進したいと思い、この度、恩赦の出願をすることにいたしました。

何とぞよろしくお願ひいたします。

(上申書類の編てつ順序)

第13条 上申書類の編てつ順序は、次のとおりとする。

- (1) 恩赦上申書
- (2) 裁判書の謄本又は抄本
- (3) 刑期計算書又は刑執行証明書
- (4) 前科調書
- (5) 調査書
- (6) 恩赦の願書
- (7) 戸籍の謄本又は抄本
- (8) 情状に関する参考資料

- 1 恩赦出願期間短縮が許可された者について恩赦上申をする場合において、恩赦上申書に添付すべき書類が恩赦出願期間短縮上申書に添付された書類と同一内容であるときは、この添付を省略できるが、省略した旨を上申書の付記欄に記載することとされている（運用通達1の(9)）。
- 2 上申書類の編てつは、右とじであることに留意する。

(上申後の事情変更の通知)

第13条の2 恩赦上申後において、恩赦上申書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、上申をした者は、速やかに、恩赦上申後の事情の変更について（様式第9号）により、その旨を中央更生保護審査会に通知する。

- 2 前項の通知は、これを2通作成し、法務省保護局に送付する。

- 1 上申後において次の事情が生じた場合には、上申をした者は、速やかに、恩赦上申後の事情の変更についてにより、その旨を審査会に通知する（運用通達1の(8)）。
  - (1) 恩赦上申書の記載事項のうち、氏名、職業（有職者が離転職した場合及び無職者が就職した場合）、本籍、住居に変動があった場合

- (2) 本人が更に罪を犯した場合又は本人に交通反則行為があった場合
  - (3) 心身の状況、行状、資産、生計又は将来の生計方針に変動があった場合
  - (4) 本人が死亡した場合
- 2 「1 事情変更の内容」欄には、事情の変更のあった事項について、「職業について」、「更に罪を犯したことについて」等としてその具体的な内容を簡潔な理由とともに記載する。
- 事情の変更を明らかにする書類（婚姻の場合の戸籍謄本、更に罪を犯した場合の起訴状の写し、本人死亡の場合の除籍謄本など）等を添付する。
- 3 「2 その他」欄には、上申後の事情変更により上申者の意見を変更する場合は、その旨と理由を記載する。記載する事項が特にない場合は、「特記事項なし」と記載する。
- 4 この通知は、正本及び副本に添付するため2通作成し、法務省保護局に送付する。なお、恩赦上申書のようにその左肩に副本と表示する必要はないが、2通とも上申権者を記名した上、公印を押なつする。
- 次に、恩赦上申後の事情の変更についての記載例（記載例1及び同2）を掲げる。

記載例1 様式第9号 (検察官からの通知)

(文 書 番 号)  
平成〇〇年〇月〇〇日

中央更生保護審査会委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

○○地方検察庁検事正 ○ ○ ○



恩赦上申後の事情の変更について (通知)

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号をもって恩赦（特赦又は復権）の上申をした〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に関して、恩赦上申後の事情の変更がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事情変更の内容

(1) 職業について

上申時は無職であったが、平成〇〇年〇月〇〇日から〇〇市所在の〇〇工務店に水道配管工として週〇日就労し、真面目に勤務している。月収は23万円であり、うち5万円を実家の家計に入れ、毎月最低でも3万円は貯蓄するように心掛けている。

(2) 更に罪を犯したことについて

平成〇〇年〇月〇日、普通乗用自動車を運転中、〇〇県〇〇市〇〇町内の交差点において、前方不注視のため横断歩行中の被害者〇〇〇〇（〇〇歳）に自車前部を衝突させて、加療約2か月を要する左大腿骨骨折の傷害を負わせた。同年〇月〇日、〇〇簡易裁判所において、業務上過失傷害により、罰金30万円の略式命令があり、同月〇〇日に当該罰金刑が確定した。なお、罰金は刑確定までに完納されている。

2 その他

(1) 意見の変更について

恩赦不相當に意見を変更する。

(2) 意見を変更した理由について

上記1の(2)のとおり、業務上過失傷害により罰金30万円の刑に処せられたことが判明したため。

記載例2 様式第9号（保護観察所の長からの通知）

(文書番号)  
平成〇〇年〇月〇〇日

中央更生保護審査会委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

○○保護観察所長 ○ ○ ○ ○ 印

恩赦上申後の事情の変更について（通知）

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け第〇〇〇〇号をもって恩赦（復権）の上申をした〇〇〇〇（昭和〇〇年〇月〇〇日生）に関して、恩赦上申後の事情の変更がありましたので、下記のとおり報告します。

記

1 事情変更の内容

(1) 住居について

上申時は〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番地2-401号に居住していたが、結婚を機に、平成〇〇年〇月〇日、妻の母親の持ち家である同市〇〇区〇〇〇丁目〇番地9に転居し、妻と2人で円満な家庭生活を営んでいる。

(2) 職業について

平成〇〇年〇月から、〇〇県〇〇市内の〇〇〇士事務所に勤務しており、同年〇月〇日に〇〇〇〇士会に会員登録し、正式に〇〇〇士として就労している。

月収は約35万円になる予定で、住宅ローンや奨学金の返済を継続し、安定した生活を営んでいる。

その他、生活状況に特段の変化はない。

2 その他

特記事項なし

(刑事施設の長に対する通知)

第14条 規則第11条第3項の規定により保護観察所の長が仮釈放中の者に恩赦状を交付したときに刑事施設の長に対して行う通知は、恩赦状交付通知書（甲）（様式第10号）による。

- 1 恩赦状交付通知書（甲）（様式第10号）の作成に当たっては、次のことに留意する。
  - (1) 「言渡し裁判所」及び「言渡し年月日」欄の記載については、上記第8条（刑期計算書及び刑執行証明書）関係の解説4の(2)に準ずる。
  - (2) 恩赦の「決定年月日」欄は、恩赦状に記載された年月日を記載する。
  - (3) 「恩赦事項」は、行われた恩赦の種類を記載し、減刑については変更後の刑期及び刑の終期を付記する。
- 2 恩赦状交付を嘱託（規則第11条4項）するときは、嘱託を受けて交付する保護観察所の長がこの通知を行うことが便宜であるから、この通知の嘱託も同時に行う。

(裁判所又は地方更生保護委員会に対する通知)

第15条 保護観察所の長は、刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者に恩赦状を交付したときは、その有罪の確定裁判を言い渡した裁判所に対し恩赦状交付通知書（乙）（様式第11号）により、仮釈放中の者、刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者であつて保護観察を仮に解除されているもの又は婦人補導院からの仮退院中の者に恩赦状を交付したときは、仮釈放を許す旨の決定、保護観察を仮に解除する旨の決定又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定をした地方更生保護委員会に対し恩赦状交付通知書（丙）（様式第12号）により、それぞれその旨を通知する。

- 1 本条において裁判所に通知することとしているのは、保護観察所の長から裁判所に対して行う保護観察の成績の報告（刑事訴訟規則（昭和23年12月1日最高裁判所規則第32号）第222条の3）と同様の趣旨に基づくものであり、また、地方更生保護委

員会に対しては、事務処理上の参考に資する趣旨によるものである。なお、刑の執行猶予の期間中保護観察に付されている者には、刑の一部の執行猶予の期間中保護観察に付されている者が含まれることに留意する。

- 2 恩赦状交付通知書（乙）（様式第11号）及び恩赦状交付通知書（丙）（様式第12号）の作成に当たって留意すべき事項については、上記第14条（刑事施設の長に対する通知）関係の解説1を参照のこと。
- 3 恩赦状の交付を嘱託（規則第11条4項）するときは、上記第14条の場合と同様に嘱託を受けて交付する保護観察所の長がこれらの通知を行うことが便宜であるから、交付を嘱託する場合には、これらの通知の嘱託も同時に行う。

（恩赦状交付報告書）

第16条 規則第12条の規定により法務大臣に対して行う恩赦状交付の報告は、恩赦状交付報告書（様式第13号）による。

- 1 恩赦状は、審査会から有罪の言渡しをした裁判所に対応する検察庁の検察官に送付される（規則第11条第1項）から、送付を受けた検察官は速やかに判決原本に恩赦が行われたことを付記（恩赦法第14条、運用通達2の(1)）した後、自ら上申したものであるときは直ちにこれを本人に交付し、その他の場合においては、速やかに上申者に恩赦状を送付しなければならない。検察官から恩赦状の送付を受けた上申者は、直ちにこれを本人に交付しなければならない（規則第11条第2項）。

なお、恩赦の対象となる刑が数個あるときは、判決原本を保管する検察庁の検察官に順次恩赦状が送付され、それぞれ判決原本に付記した後、上申者に送付することになる。

- 2 検察官、刑事施設の長、保護観察所の長が恩赦状を交付するに当たっては、恩赦法の趣旨、恩赦の行われた意義その他必要と認める事項を説示することとなっている（運用通達2の(2)）。その際、本人から恩赦状の受領書を徴することが望ましい（保護観察所の長が交付する場合は受領書を徴すこととなっている。）。
- 3 嘱託に基づいて本人に恩赦状の交付を行った検察官、刑事施設又は少年院の長、保護観察所の長（規則第11条第4項）は、自己の名において法務大臣に交付報告を行うこ

ととなっている（運用通達2の(4)）。

- 4 恩赦状交付報告書に恩赦状の受領書を添付する必要はない。
- 5 本人の死亡、所在不明その他の事由により恩赦状を交付することができないときは、その旨を法務大臣宛て報告するとともに、恩赦状を審査会へ返戻することとなっている（運用通達2の(3)）。

（恩赦出願期間短縮上申書）

第17条 恩赦出願期間短縮の上申は、恩赦出願期間短縮上申書（様式第14号）により行う。

- 2 前項の上申書は、法務省保護局に送付する。

- 1 恩赦出願期間短縮上申書（様式第14号）の作成に当たっては、次のことに留意する。
  - (1) 本文頭書の意見は、「相当」又は「不相当」と結論を記載し、4の「意見」には、その結論に至った理由である前科の有無、犯情、行状、社会感情及び恩赦出願期間短縮の必要性等を総合して具体的に記載する。
  - (2) その他の事項の記載方法は、上記第4条（恩赦上申書）関係の解説3((2), (7)のイ及び(9)の後段を除く。)に準ずる。
- 2 法務省保護局に送付する恩赦出願期間短縮上申書は1通でよく、送付書の添付を必要としない。

- 次に、恩赦出願期間短縮上申書の記載例を掲げる。

記載例 様式第14号 (検察官の上申の場合)

恩赦出願期間短縮上申書

(文書番号)

平成〇〇年〇月〇日

中央更生保護審査会委員長 ○ ○ ○ ○ 殿

上申者 ○○地方検察庁検事正 ○ ○ ○ ○ 印

次の者について、下記のとおり有罪の確定裁判があったが、恩赦法施行規則第6条第5項の規定により、不相当の意見を付して、恩赦出願期間短縮の上申をします。

1 氏名等  
氏名 ○○○○ (昭和〇〇年〇月〇〇日生)  
職業 会社役員(嘱託)  
本籍 ○〇県〇〇市〇〇町〇〇番地○  
住居 ○〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番地○

2 罪名 受託収賄

3 刑名・刑期・金額

懲役1年4月 4年間刑執行猶予

4 意見

本件は、○議会議員であった本人が、○議會議長選挙に際し、議長候補者から同人に投票されたい旨の請託を受けてこれを承諾し、その謝礼として現金20万円を受け、職務に関し賄賂を收受した事案であり、その犯行は議員の立場にある者として極めて悪質である。

本人は、そのため○議会議員の職を辞職したものの、今後も○議会議員として地域社会に貢献したい意向を有し、再度○議会議員選挙に立候補するに際して、精神的な負担を軽減したいことを出願の理由としているものであるが、本件犯情は悪質で、地域社会に与えた影響は大きく、その感情も必ずしも和らいでいるとは認められず、刑確定後わずか9か月を経過したに過ぎない現時点において、本件恩赦(特赦又は減刑)出願期間の短縮を認めるることは、共犯者らとの均衡及び社会感情に照らし、相当でないと思われる。

5 付記

なし

(恩赦出願期間短縮の願書)

第18条 規則第9条第2項の規定による恩赦出願期間短縮の願書は、できる限り恩赦出願期間短縮願書（様式第15号）によらせる。

- 1 恩赦出願期間短縮願書（様式第15号）の受理に当たって留意すべき事項等については、上記第12条（恩赦の願書）関係の解説1、4、5、10及び11（11の(6)を除く。）を参照されたい。
- 2 恩赦出願期間短縮の再出願については、期間制限がないことに留意する。

(添付書類)

第19条 第17条の上申書には、次に掲げる書類を添付する。

- (1) 恩赦出願期間短縮の願書
- (2) 戸籍の謄本又は抄本
- (3) 裁判書の謄本又は抄本
- (4) 刑期計算書又は刑執行証明書

恩赦上申書の添付書類と比較して前科調書及び調査書が除かれているが、これは恩赦出願期間短縮上申の事務を迅速に処理するためである。

(準用規定)

第20条 第5条第3項、第6条ただし書、第7条及び第13条の2第1項の規定は第17条第1項の上申について、第12条第2項の規定は恩赦出願期間短縮の願い出について、第11条の規定は前条第2号の戸籍の謄本又は抄本について、第8条及び第9条の規定は前条第4号の刑期計算書又は刑執行証明書について、それぞれ準用する。

恩赦出願期間短縮上申後に、本人に係る事情の変更が生じた場合も、上記第13条の2関係の解説（4を除く。）を参照し、速やかに、恩赦上申後の事情の変更について（表題は、「恩赦出願期間短縮上申後の事情の変更について」とするなどして適宜作成する。）により、その旨を審査会に通知することが必要である。

（上申書類の編てつ順序）

第21条 上申書類の編てつ順序は、次のとおりとする。

- (1) 恩赦出願期間短縮上申書
- (2) 裁判書の謄本又は抄本
- (3) 刑期計算書又は刑執行証明書
- (4) 恩赦出願期間短縮の願書
- (5) 戸籍の謄本又は抄本
- (6) 情状に関する参考資料

上申書の編てつは、右とじであることに留意する。